

秘



法律取調
委員 会

民法草案財産編人權ノ部議事筆記

自第三十五回
至第三十七回

日本學術振興會

テ引渡サルヘキトキハ債務者ハ其物ノ引取ヲ爲スコトニ付キ債權者ニ催告ヲ爲ス（第一千二百六十四條）

第三 若シ特定物カ債權者ノ住所又ハ其他ノ場所ニ於テ引渡サルヘクシテ其運送カ多費困難又ハ危險ナルトキハ債務者ハ提供ニ於テ其引渡ヲ合意ニ從ヒ即時ニ實行スルコトニ準備シタルコトヲ述フ

第四 量定物ニ關シテモ亦同シ

第五 債權者ノ立會又ハ參同ヲ要スル爲スノ義務ニ關シテハ債務者カ其義務ヲ履行スルコトニ準備シタルコトヲ述フルヲ以テ足ル

（修正）第一號「實物」ノ下左ノ如ク改ム

（即チ貨幣ノ提示ニテ之ヲ爲スコトヲ要ス）

同條第三號「提供ニ於テ」ノ五字ヲ刪リ「述フ」ノ上「

提供中ニ」ノ四字ヲ加フ

（鶴田委員） 辨濟ヲ拒ムトキハ物ヲ預ケヨト云フノテスカ

（栗塚報告委員） 是カラ始メルノテ即チ供託ハ之テアリマス

（鶴田委員） 受クルヲ欲セス、能ハサルトアリマスガ拒ム場合テ

御座イマスカ

（南部委員） 欲セスハ拒ム場合テアリマス

（鶴田委員） 提示提供ハ「ヒツサゲ」ト云フノテスカ

（栗塚報告委員） 日本語テハ出ス方テス

（南部委員） 「ヒツサケ」「示ス」ト云フノテ分テ居リマシヨウ

（松岡委員） 供託ノ託ノ字ハ言偏テスカ

（栗塚報告委員） 字書ヲ見ルト同ジテアリマス

（尾崎委員） 第三ハ即時ニ執行スル場合デスカ

（栗塚報告委員） 左様デス

(渡委員) 供託ト云フハ如何

(栗塚報告委員) 公ケノ人ニ物ヲ預ケルハ供託デアリマス、書記局ニ物ヲ預ケルハ供託デアリマス、寄託ト云フノハ貴君ニ時計ヲ預ケルノデアリマス

(松岡委員) 第三ノ提供中ニト云フ字ハドウモオカシイ、矢張り上ノ方カ宜クハアリマセンカ

(南部委員) 提供テ述フルト云フノテス

(松岡委員) 之ガシタイカラ提供ニナルノテシヨウ

(栗塚報告委員) 原文ノ意ハ債務者ガ提供中ニ述フル、如何ナルコトヲ述フルカナレハ直チニ御引渡シ申スコトカ出來ル、取りニ御達シナサイト言フノデアリマス

(松岡委員) 提供ト云フノハ預ケルト云フノデシヨウ

(栗塚報告委員) 否、差出スト云フノデス

(松岡委員) 通知スルト云フノテハナイ、實物ヲ差出スト云フノデアロウカ、本條ニアル提供ハ言出シト云フ様ニ見ヘル

(村田委員) 斯ウシテ言出スノデアリマス、約束通り期限ニハ返ヘシマスルカラ取りニ御出テナサイト、口デ言フノテ、第一ノ提示ト云フノハ眼ノ前へ出スノデアリマス

(栗塚報告委員) 提供ハ辨濟致シマスト云フコトヲ言出スノデアリマス

(清岡委員) 提供ハ物ヲ以テ出スノガ當リ前デアル、併シナカラ儲様ナ場合ニ於テハ斯ウ云フコトヲスルノチ即チ提供ト看做スト云フニナルテシヨウ

(鶴田委員) 人カ見ナクテモ、ソウナルノテス

(松岡委員) 提供ハ口テ言フ提示ハ出スト云フ

(鶴田委員) 左様テス

(栗塚報告委員) 提供者即チ申込みデアリマスカラ、申込みト御讀ニナレハ宜シイ併シ辨濟ノ申込ハソレテハ實物ヲヤルハ遣入ラヌカナレハ遣入ルノデアリマス

(清岡委員) 先ツ仕様ガナイ
本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第四百九十七條朗讀ス

第四百九十七條 提供ハ右ノ外辨濟ノ有効ニ付キ上ニ定メタル條件ヲ併有シ且民事訴訟法ニ記載シタル方式及ヒ條件ニ從ヒ之ヲ爲シタルトキニアラサレハ有効ナラス(第一千二百五十八條、佛新第八百十二條已下)

(栗塚報告委員) 本條第三行目「シタルトキハ」トアルハ「シタルトキニ」ノ間違ヒテ御座イマス

(鶴田委員) 上ニ定メタルト云フハ前條ヲ指スノテスカ

(栗塚報告委員) 左様デス、併シ辨濟ノ有効ニ付キ上ニ定メタルト御讀ミニナルト宜シイ

(清岡委員) 條件ヲ併有シト云フト、上ニ定メタル條件ヲ悉ク併有シナケレハナラン様ニ見ヘルガ、左様デアリマスマイ

(栗塚報告委員) 有効ニ定メタル條件ヲ云フノデアリマス

(渡委員) 有効ニ付上ニ定メタル條件ト云フハ變デス箇條ヲ云フノテスカ

(栗塚報告委員) 銅貨ハ幾ラ迄トカ、或ハ強制通用チ有スル紙幣デアルトカ云フノテス

(清岡委員) 民事訴訟法ノ手續ニ從ヒト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様デスソレテ此度訴訟法ヲ拵ヘルニ付テ、皆民法報告委員ヨリ訴訟法ノ報告委員ニ注意シテヤリマシタガ尙ホ此條ヲ本トニシテ拵ヘテ貰ハナケレハナランデシヨウト思ヒマス

此民法ヲ作ル以上ハ勢ヒ佛蘭西訴訟法ヲ幾分カ採ラナケレハナラ
ンテシヨウ

(委員長) ソレハ左様テシヨウ、ドウゾ注意シテ下サイ

(栗塚報告委員) 尤モ此邊ハ一昨日カラヤリマシタカ訴訟法ニ關
係ヲ以テ居リマス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第四百九十八條朗讀ス

第四百九十八條 有効ニシテ且ツ有益ノ時ニ於テ爲サレタル提
供ハ法律ヲ以テ定メ若クハ合意ヲ以テ要約シタル失權、解除、
責罰ヲ豫防ス

其提供ハ付遲滯ヲ防止シ又付遲滯アリタルトキハ提供ハ將來
ニ向テ其効力ヲ止マシメ且遲延ノ利息ノ進行ヲ停ム

(修正) 第一項「有効ニシテ且」ノ六字ヲ刪リ「爲」ノ下
「サレタル」ノ三字ヲ刪リ「シ且有効ナル」ノ五字ヲ挿入ス
同條第二項「防止」ヲ「防止シ」ト改メ「將來」ノ上「提供
ハ」ノ三字ヲ刪ル

(栗塚報告委員) 本條ハ修正シテ「有効ニシテ且」ト云フコトヲ
止メテ「有益ノ時ニ於テ爲シ且有効ナル提供ハ云々」ト改メマシ
タ、ソレテ之ヲ改メマセント、有効ニシテ且有益ノト、時カ有効
ニナツテハ溜ラヌ意味カ違フカラテス、ソレカラ第二項「付遲滯
ヲ防止シ」ト致シマシタ「又付遲滯アリタルトキハ將來ニ向テ」
云々トシテ「提供ハ」ノ三字ハ刪リマシタ

(清岡委員) 第二項ノ「止マシメ」トアルハ「止メ」デ宜ソウナ
モノテス

(栗塚報告委員) 日本語テ「止メ」ト云フト「止マシメ」ト云フ

意味ニナリマスネ

(南部委員) 「止メ」デ宜シイ

(委員長) 「止メ」トシマスカ

(栗塚報告委員) 「止メ」トシテハ「ヤメ」ト讀ミハ致シマセン

カ

(鶴田委員) ヤメテモ宜イ、テシヨウ、將來ニ向テ効力ヲ止メテ仕舞フノテスカラ

(栗塚報告委員) 付運滯ノ効チ生セヌ様ニシテ仕舞フト云フノテス

(委員長) 止マツタテハ往カヌ提供カ止マツタノテナケレハナラ

(栗塚報告委員) 提供カ付運滯ノ効力ヲ生セヌ様ニ爲サレタト云フノテアリマス

民財六ノ六

(委員長) 止マシメデモ宜シイガ、意味ノ分ラヌコトハナイカラ先キヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第四百九十九條朗讀ス

第四百九十九條 若シ債權者カ提供ヲ受諾スルコトヲ拒ムトキハ債務者ハ供託ノ日マテニ債務ニ生シタル填補ノ利息ト共ニ其金額ノ供託ヲ供託物取扱所ニ爲スコトヲ得(第一千二百五十九條第二項)

特定物又ハ量定物ニ關シテハ債務者ハ其物ヲ供託スヘキ場所ヲ指定シ且其監守人又ハ預リ人ヲ撰任スルコトヲ裁判所ニ請求ス(第一千二百六十四條)

供託ノ方式及ヒ其他ノ條件ハ民事訴訟法ニ之ヲ規定ス(佛訴第八百十二條已下)

(鶴田委員) 此ハ實際ニハ六ヶ敷イナ

(栗塚報告委員) 此ハ是非裁判所ヲ以テ之ニ充テルトカ、或ハ銀行ノ拵ヘナケレハナラン

(松岡委員) 先ツ施行條例デスネ

(栗塚報告委員) 此方法ノ立ツテ居ラヌ爲メニ世間ニ害ヲ蒙ツテ居ル者カアリマス、私モ蒙ツタガ期限カ來タカラ公債證書ヲ受取ロウト思テモ向ウハ流ス方ガ利益ダカラ、受取ラシテ逃ケ隠レテ其儘ニ日限カ切レテ仕舞ツタト云フコトガアリマス

(松岡委員) 私モ以前擔當致シマシタガ、日限テ貸借シテ捕ツテ來タラ宜シ捕ハナカツタラ幾ラノ罰金ト云フ様ナコトカアリマシタ

(委員長) 戸長役場トカ、或ハ金ナレハ銀行ト云フモノニ扱ハセ
ルノテスネ

(村田委員) 併シ此所ハ金バカリノコトヲシヨウ

(南部委員) 左様デハアリマセン

(栗塚報告委員) 村田サンノ仰シヤルノハ第二項ヲシヨウ

(委員長) 量定物ナレハ豫メ約束シテ置イテダガ金ハ銀行デスル

(鶴田委員) 裁判所カラ指定シテ何所ヘ預ケロト言テ呉レル様ニ
ナツテハ居リマセンカ

(栗塚報告委員) 特定物量定物ニ關シテハ裁判所ニト、西洋文ニ
アリマス

(鶴田委員) 一寸間違ヘソウテス

(栗塚報告委員) 併シ報告委員デモ、債務者カ場所ヲ指示シ、債務者ガ是認シト讀ンタ人モアツタガ、跡デ裁判所ニ請求スルト言テ、ドウ云フ風ニ請求スルカナレハ之ヲ二度讀ムト疑ヒハ出セマ
ン

(鶴田委員) 「債務者カ裁判所ニ何々」トシテハトウテス

(栗塚報告委員) 矢張り諄々シイ丈ケデ意味カ明カニハナリマセ
ン

(尾崎委員) 之テ宜イ様デス

(村田委員) 元トノ條ハ能ク分ル

(栗塚報告委員) 栗塚チ法律所調報告委員ニ任免スルコトチ司法

大臣ニ請求スルト云タノテ、左様スルト司法大臣ガト云フコトニ
ナリマス

(渡委員) 指定スルコト、且擔任スルコトチ裁判所ニトシテハ如
何

(南部委員) ソレナレハ「及ヒ」トシテ宜シイ

(渡委員) 「及ヒ」チ宜シイ

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

民財六ノ八

本條ハ第二項ニ行目「場所チ指定」ノ下「シ且」ノ二字チ削リ
「スルコト及ヒ」ト修正シ其他ハ原案ニ決ス

第五百條朗讀ス

第五百條 有効ニ爲シタル供託ハ債務者ニ義務チ免レシメ且債
務者カ自ラ意外ノ事ニ任シタルトキト雖トモ其物チ債權者ノ
危険ニ付ス

(第一千二百五十七條第二項)

然レトモ債權者カ供託チ受諾セス又ハ其供託カ債務者ノ請求
ニ因リ被理事物ノ力チ得タル判決チ以テ有効ト宣言セラレサ
ル間ハ債務者ハ其供託チ引取ルコトチ得デ其義務免除ハ不成
立ト看做サル(第一千二百六十一條)

債權者ノ受諾又ハ確定ト爲リタル有効ノ判決ノ後債務者ハ尙
ホ債權者ノ承諾チ以テ供託チ引取ルコトチ得然レトモ共同債

務者及ヒ保證人ノ義務免除チモ動産質權及ヒ抵當權ノ消滅チ
モ又供託セラレタル物ニ付キ債權者ノ權利ニテ爲シタル差押
故障チ妨ケス(第一千二百六十二條、第一千二百六十三條)

(修正)第二項「因リ」ノ上「ニ」チ「テ」テ改メ「チ以
テ」チ「ニ因リ」ト改メ得ノ下「テ」チ「且」ト改ム
同條第三項「債權者ノ權利ニテ」チ債權者ノ債權者カ「ト
改メ「故障チ」ノ下「モ」ノ一字チ挿入ス

(清岡委員) 被理事物ト云フハ如何

(栗塚報告委員) 是等ハ訴訟法ヘ行クト殘ラス此字カアリマス、
裁判所ノ裁判シタカト云フノテアリマス

(清岡委員) 判セラレタル事物ト云フ意味デスカ

(栗塚報告委員) ソウ云フ意味テアリマス此字チ今日ヨリ通シタ
イモノテス

(村田委員) 裁判ニ固マツタモノテスネ

(栗塚報告委員) 左様デス

(委員長) 「債務者ハ尙ホ債權者ノ承諾チ以テ供託チ引取ルコト
チ得」ト云フト自分ノ望ミデ引取ル様ニ見ヘルガ左様テスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) 前項ハ向ウカ承諾セヌカラ引取ルガ、今度ハ承諾シタ
ノチ又行テ頼ンテ取テ來ナケレハナランハ入ラサル話デハナイカ
(栗塚報告委員) 然レトモカラ先キガ云ヒタイバカリデ儲様ナコ
トチ云フノテス

(南部委員) 前ノハ引取テ仕舞ヘハ免カレヌ

(鶴田委員) 引取テモ免カル、ト云フト

(栗塚報告委員) 妨ケスデス、三ツニ分テ居ルト始ノノニツハ終
リノ一ツトハ違ヒマス、義務免除チ妨グズダカラ、故障カ有効ナ

リ、差押故障丈ケハ別モノニナリマス

(清岡委員) 被判定物ト云テハドウデスカ

(委員長) 被判定物ト云フ意味デハナイカ

(栗塚報告委員) 消滅ト云フハ物丈ケテスガ、物ノ中ニハ事モ遺入ルト云フノテス

(村田委員) 被判定物ト云フ方ガ宜シイ様デス

(委員長) 物ト云フ字ニ從テ籠ツテ居ルト云フガ、前ニ事ト云フ字ヲ書キマシタネ

(栗塚報告委員) 「ボアソナート」カ甚タ困ルト云フノテ物ト云フ中ニハ事ハ遺入テ居ラヌト申スカラデス併シナカラ現在遺入テ居リマス

(委員長) 物ト云フ字ハ總テ事モ籠ツテ居ル普通ノ字デ事物ト云フ字ナレハ被判定物トヤツテ宜シイガ、ソウテナイト性カヌ

(栗塚報告委員) ソレハ相談シテ見マシヨウ

(委員長) 法律上物ト云フコトハ事ト物ト合フト云フナレハ宜シイガ之ハ翻譯局ト相談シテ下サイ

(栗塚報告委員) 長リマシタ

(委員長) 債務者ハ其供託ヲ引取ルコトヲ得ト云フコトハ成程矣章ノ外ノ意ヲ以テ見レハ分ルガ、何ノ爲ノニ書イタカ全体入ラサルコトヲ書イタト云フ念慮カ起ルガ、債務者ハ尙ホ債權者ノ承諾ヲ以テ供託ヲ引取ルコトヲ欲スルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ルトテモシテハ如何ダロウ

(栗塚報告委員) 後ト雖モト云フ意味デ御座イマス、債權者ノ承諾又ハ後ト雖モ、債務者ハ債權者ノ承諾アルトキハ之ヲ引取ルコトヲ得テ御座イマス、債務者ハモウ出來ヌト思フカハ知レヌカ、出來ルゾヨ、債權者ガ承諾シテ呉レハト云フコトデアリマス

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五百一條朗讀ス

第四款 代位辨濟

第五百一條 代位ヲ以テ第三者ノ爲シタル辨濟ハ債權者ニ對シ
債務者ニ義務ヲ免レシメ且債權ニ附セラレタル擔保及ヒ効力
ト共ニ債權其モノヲ第三者ニ移轉ス但場合ニ從ヒ第三者ノ有
スル事務管理又ハ代理ノ訴權ヲ妨ケス

代位ハ下ノ區別ニ從ヒ債權者、債務者又ハ法律ニ因テ付與セ
ラル(第一千二百四十九條)

(栗塚報告委員) 此一條カ大切テ御座イマス、之テ一ツ人ヲ拵ヘ
テ先ヘ参リマス様ニ致シマス

(清岡委員) 事務管理又ハ訴權ヲ妨ケスト云フハ如何ナルコトテ

ス

(栗塚報告委員) 南部サンカ債務者デ、松岡サンガ債權者テアツ
テ、第三者ノ私ガ南部サンニ代ツテ私カ松岡サンニ金ヲ拂タト云
フトキハ、私カ南部サンニ對シテ債權者ニナツテ、松岡サンノ位
地ヲ取ラント思テ松岡サンニ金ヲヤツタノデ、左様スルト松岡サ
ンノ所ニ在タ抵當ハ總テ私ノ方ヘ來ル併シナカラ代位ハ今申上タ
所ガ事務管理デヤツタノデモ代位テモナイカ若シ私ガ事務管理代
位テヤレハ其訴權ヲモ持テ居ルト云フノテアリマス

(委員長) 南部サンニ、事務管理カ代理カデヤツタトキハ訴權ヲ
持テ居ルト云フノテスカ

(栗塚報告委員) 左様デス

(清岡委員) 債務者ノ事務管理デスネ

(清岡委員) ソウスレハ即チ代位ト云フコトニナルノカ

(尾崎委員) 代位ト云フコトハナイ

(南部委員) 矢張り債權者ノ代位テアリマス

(尾崎委員) 代位ハ債權者ニ成リ代ルモノ、之ハナリ代ル場合テ

ハアリマスマイ、事務管理ハ代理デスカ

(南部委員) 成リ代ル場合ハ外ニ云フテアリマス

(尾崎委員) ドウ云フ場合テアリマスカ

(南部委員) 事務管理ハ私ノ負債チ松岡サンガ貴君ニ拂タ場合テ

シヨウ、私カ松岡サンニ頼ミモシナイニ、松岡サンカ貴君ニ拂タ

ロウ、左様ナルト貴君ノ代位ニナリマス

(尾崎委員) ソレハ事務管理テシヨウ、トウモ左様云フコトハ不

都合デス

(南部委員) ヤリ様ニ因テ、事務管理、代位、代理ト違ヒマス

(清岡委員) 事務管理ナレハ事務管理ノ名テヤツテ宜サソウナモノ
ノテス

(南部委員) ソレハ左様ニナラヌコトカアリマス、利益ノ取り様
ニ因テソウイカヌ、代理ノ利益ト、事務管理ノ利益ト、二ツアリ
マスカラ

(橋田委員) 代理テ拂テ後チ、自分ノ物ニシテ仕舞フコトカアル
ノテシヨウ

(南部委員) 本人ガ代理ヲ頼マヌト事務管理ニナルカラ頼マルレ
ハ代理ニナル、共ニ第三者ニ属シタル辨濟テス、併シナカラ此代
位ノ中ニモ條件カアルカラ其條件ヲ賤マヌトキハ代位トハ謂ヘヌ
事務管理ノ方ニナツテ仕舞フ、其場合ガアリマス、又兩方行ケル
場合モアリマス

(尾崎委員) 左様テシヨウ何テモニツ持テ居ルコトハアリマスマイ

(南部委員) ソレハ左様テス

(栗塚報告委員) 例チ擧ケマスト、私ガ南部サンノ代理者テ拂タトキハ、初メ松岡サンニ南部サンカ借りタトキハ其借錢ハ無利息テアツタモノテ、ソレカラシテ南部サンニ代テ拂ツタトキハ假令元トノ金ハ其利息テモ代理テヤツタ以上ハ其代理契約カラ利息カ取レルゾヨ、栗塚カ拂ツタトキカラ取レルゾヨ、依テ其トキハ代位テ行クヨリモ事ロ代理訴權テ行ク方カ利息カ取レル、併シナカラ初メ南部サンノ抵當カアツタ其抵當物モ悉皆來ルカナレハ、ソレハ往カヌ、代理シテ拂タモノハソレハ來ヌソヨ、ソレハ代位テナケレハナラン、或ハ代位テ行クカ得ノトキモアリマシヨウカ、併シ代理訴權テ行ク方ガ都合カ好イナレハソレテ行ツテモ宜イト云フ語テアリマス

(清岡委員) ソウ云フ場合ニニツ併セテ代理モ代位モト云フコト

ハ出來マセヌネ

(栗塚報告委員) 左様デアリマス

(南部委員) ソレハ兩方行ケルトアリマス

(松岡委員) 本体ノ方ハ代位テ特權カ付カル、トアリマス

(栗塚報告委員) 或ハ合スルコトモ出來ル、代理テ取レタモノハ代位テ取ルコトノ出來ルノデアリマス

(松岡委員) 場合ニ因リ事務管理タ

(委員長) 代位モ代理モ共ニ出來ルカ

(南部委員) 條件カ具ツデ居レハ場合ニ因テ出來マス

(松岡委員) 代理デアリマシテモ、本人カラ錢ヲ取ラス、代理シテ呉レ、宜シイト云テ、自分ノ錢ヲ出シテヤレハ代位ニナルノデアリマス

(委員長) ソレナレハ設令頼マシテモ金ヲ出セハ代位ニナルデシ

ヨウ

(松岡委員) 代位ナレハソレ切りテ仕舞フガ、代理カラ云フト元ト無利息デモ立替ヘタモノニナリ利息カ取レルカラ代理契約ノ方ガ利益デアリマス

(南部委員) 私ノ借チ松岡サンカ拂ヒ松岡サンハ私ノ債主ナル、尾崎サンノ所ヘ行テ、貴君ノ權利ニ代ルト云テ尾崎サンハ承知シテ代位ニ相違ナイト云フ證據カ出來ル、其時松岡サンハ尾崎サンノ代位デ私ニ向テ抵當權ハアルガ、併シナカラ代位テ拂ツタラ利息ハ已レノ方ヘ呉レト云フコトハ言ヘル譯デス

(委員長) 事務管理ト云フコトデ、南部サンニ向テハ行クコトハナラヌテシヨウ元ト南部サンカ頼ンダコトモナイニ行クノハ宜クナイネ

(松岡委員) 代理テ物ヲ立替ヘタト云フノテス

(委員長) 總テ南部サンニ代ツテ松岡サンガ尾崎サンニ拂タトスルモ、南部サンカラ貴君ニ頼ンタ妙味カナイ

(松岡委員) 期限カ切レテハ拂ハナケレハナラン

(委員長) 何レテモ尾崎サンニ向テ爲ス債務ハ代理デ出シテモ、代位デ出シテモ、尾崎サンニ關係ハナイ、所チ君ト南部サンノ間ハ代理デヤツテ呉レト云タコトハナイ

(南部委員) 尾崎サンノ金ハ急ニ拂フコトカ出來マセヌト云フ譯ニナリマス、利息ハ拂フケレトモ金ハ期限カ來タカラ仕方カナイ拂テ呉レ、其代リ松岡サンカ尾崎サンノ代位ニナルコトハ承知デアリマス

(委員長) 代理ヨリハ代位ヲ頼ムタロウ

(松岡委員) 代位バカリデハ損デアリマス

(委員長) 何故ニ

(松岡委員) 立替テモ利息カ取レマセン

(栗塚報告委員) 利息ヲ取ラヌトキハ代位利息ヲ取ルニハ代理テアリマス

(尾崎委員) 繼子ヲ見タ様ナモノテス

(松岡委員) 互ニ難義シタノハ譲リ證書ヲ貴君ト私ノ間ハ懸意ツクデヤツタノテアルカ清岡サン來テ根性悪クスルト、清岡サンカ御前ノハ風ケテヤルカラ尾崎サンニヤツタ證書ヲ寄越セト云フト私ハ苦シイカラヤルト、清岡サント尾崎サントノ關係タカラ、酷々ヤルト云フコトカアリマス

(渡委員) 南部サンカラ尾崎サンハ十二月迄トシテ借リタチ松岡サンカ拂テ仕舞フト、松岡サンカ即チ債權者ニナツタノテ、其場合ニ一月カラ十二月迄ノ利息ハ松岡サンニ對シテ矢張り負債ニナツテ居ル譯デスカ

(松岡委員) 付添ノ利息カ元トカラアルナレハ抵當ニ伴隨シテ取レマス

(南部委員) 填補ノ利息ノナイ場合ヲ想像シタノテアリマス

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百二條朗讀ス

第五百二條 債權者ノ付與シタル代位ハ受取證書中ニ明ニ記載セラレタルトキニアラサレハ有效ナラス但第三者ハ辨濟スルコトニ利害ノ關係ヲ有スルヤ否ヤチモ又自己ノ名又ハ債務者ノ名ニテ辨濟スルヤチモ區別スルコトヲ要セス(第一千二百三十六條第二項、第一千二百五十條第一項)

修正案「明ニ記載セラレタルトキニアラサレハ有效ナラス」トアルチ左ノ如ク改ム

「明ニ記載セラル、コトヲ要スト改ム

(南部委員) 有效ナラスト云フハ強キニ過キルノテ註ヲ見ルニ必

ラス證書カナクツテモ宜イトアリマスカラ輕ク書キマシタ

(松岡委員) 明記スルコトヲ要ステ宜イテシヨウ

(栗塚報告委員) ソレテモ宜シイ

(松岡委員) 民法テ人證ノコトモ何十圓ニナルカ分リマセン

(南部委員) 併シ明カニ云テ置クカ宜イ

(尾崎委員) シテ書カナケレハナラント云テ、シテナケレハ無効

テシヨウ

(栗塚報告委員) 無効ト云フガ、法律カ云テ書カヌテハ無効ニハ

ナリマスマイ

(尾崎委員) 代位ヲ得タ者ハ債權者ノ證文ヲ持テ私カ代位ダカラ

裁判シテ吳レト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) ケレトモ元金高ニモ依リマスガ人證ヲ許ス場合

ニハ證書ハナクトモ宜シイ

(南部委員) 之ハ證書ノアル場合ト見タラ宜シイテシヨウ

(清岡委員) 左様スレハ有效ナラスト書イテモ宜シイテシヨウ

(栗塚報告委員) 恰度有式契約ノ様ニナリハシマセンカ、是非書

面テナケレハナラヌ様ニ見ヘル

(尾崎委員) 之テモ左様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 決シテ有式契約テナイカラト云フノテ、起案者

ニ問ヒマシタラ別ニ證書テナクトモ人證テモ出來ルト云フノテス

(清岡委員) 金額カ多ケレハ人證ハ出來マセヌテモ有效ナラスト

ス

(尾崎委員) 要スト云フハ困リマスネ

(清岡委員) 要スト云フハ種カテスカ實際ノ適用ハ同シテシヨウ

(尾崎委員) トウモ斯ウ書イテ、跡ハ有效ト云フハ困ル、判事カ直チニヤリ損ヒマスカラ困リマス

(鶴田委員) 先ツ證書ニ書クコトト見ヘル

(尾崎委員) 書カナケレハナラン、然ルニ書イテナケレハ無効ト云ハナケレハナラン

(村田委員) 要スハ往カヌ

(清岡委員) 人證ヲ許サ、ル場合ヲモ要ステハ無効ニナル、栗塚サンノ言ハル、通り要スト云テモ人證ヲ許サ、ル以上ハ無ケレハナラン、此ニナルト有效ノ場合ニ於テモ證書中ニ記載シテナケレハ有效ナラスト云フ嫌ヒカアルト云フノテス

(尾崎委員) 人證ヲ許スハ五十圓以下テ五十圓以上ハ書イテナケレハ無効ダ

(委員長) 「ボアソナード」ノ書方ハ明カ過キル

(栗塚報告委員) 有式契約テ、總テ書面ヲ以テヤラヌト無効ト云フモ同シテアリマス、註ニハ未タ必ラスシモ證書ヲ作ルヲ要セスト御座イマス、斯ク云テ居ナカラ報告委員中ニハ裏ヲ見セテ居ル様ニ見ヘルカラ有效ナラヌトハ云ヘヌ、唯明カニ書クハ止ソウト云フノテス

(委員長) 成丈ケトシテハトウテスカ

(南部委員) ソウナルト證書ガアツテモ、成ル丈ケトナリハセンカ

(清岡委員) 左様ニナツテハ往カヌ、證書ノ要ラヌトキハ見テナイノテス

(松岡委員) 證書ト云フノハ受取ニト云フノテス

(栗塚報告委員) 申込ミト云フノテス提供中ニトアリマシタロウ

(南部委員) 證セシムルコトヲ要スカ

(栗塚報告委員) 受取中ニテトシテハトウテスカ

(鶴田委員) 明記ト書クト受取書中ニトナリハセンカ

(委員長) 本文チ直サナケレハナラン、直スナレハ随意ニ書イテ其通りニシナケレハナラントヤツテハトウカ

(南部委員) 如何テ御座イマシヨウカ、判然書キマシタラ全体證書トアリマスカラ彼ノ場合ハ證書チナケレハナラント云ヒ、推シテ行ク譯ニハ往キマセヌ

(委員長) 本文ト註ノ文ト全ク反對テハ往クマイト思フ

(栗塚報告委員) 本條ヲ讀ンテ註ヲ讀ムト驚キマス

(委員長) 代位ノコト文ケハ是非明記シナケレハナラヌト極メタモノト思タカ、五十圓以下ハ別テアロウカ、併シ五十圓以上ノモノハ總テ明記シナケレハナランノテスカ

(南部委員) ソレハ其積リテアリマス

(栗塚報告委員) トウモ私ハ左様思ヒマセヌ、五十圓以上ノモ證據端緒ノアルトキハ普通ノ證據ニ照シテ行タカラ

(委員長) ソレテハ明カニ記シハ往カヌ

(尾崎委員) 「ボアソナード」先生ハ人證チ用フル場合ハ別ニシテアリマス

(清岡委員) 別ノモノテヌ

(南部委員) 證據法カラ云フトキハソレテ宜シイ譯テアリマス

(栗塚報告委員) 有效ナラヌト書イテ置カル、ト證據端緒カアツテ證人チ出シテ證據ガ立テモ對抗ガ出來ナイト困ルト云フ報告委員ノ考ヘテ御座リマス

(清岡委員) 一体カラ申セハ左様ハナリマスマイ

(栗塚報告委員) 債權者ノ付與シタ代位ト云フモノハ債權者ノ譲リ渡ト、ソレカラ代位等ノ區別カ付ケ悪タイカラ明カニ代位ト云

フノ見ヘル、ソウスレハ裁判所モ混雜セスト云フ旨意テアルカラ
代位テアツタト云フコトノ知レル様ニアリタイト云フ、明カニ書
ケヨト云フ丈ケニシタイ、有效ナラストシテハ甚タ困リマス

(委員長) 「明カニ記載スヘシ」位ダロウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(村田委員) 「明カニ之ヲ記載ス」トシマスカ

(委員長) 「可シ」ト云フ氣味カアルテシヨウ

(栗塚報告委員) 今迄ノ例テハ「記載ス」テス

(松岡委員) 「可シ」トスルカ宜シイ

(栗塚報告委員) 如何テシヨウカ「明カニ之ヲ記載スヘシ」トヤ
リマシヨウカ

(村田委員) 宜カロウ

(松岡委員) 宜カロウ

(委員長) 左様シマスカ

(編田委員) 債務者ニ一向知ラサスニヤレルカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 併シ法律上相殺カ許サル、ニ南部サント尾崎サンノ
交際ハ熟シテ居ル所へ、私カ物權ヲ南部サンニ向ケ付ケ様トシテ
モ南部サンカ言ハスニ居ルト損チシナケレハナラン、南部サンノ
爲ノニ代位スルトキハ公正證書カナイト云フコトカ出テ來マセン
カ

(栗塚報告委員) 清岡サンカラ借テ、受人モ立テ置イタ、所チ私
ノ極ク嫌ヒナ人ガ栗塚ノ代リニ貴君ニ拂フト云フトキハ否トハ言
ヘヌカラ取タロウ、スルト私ノ嫌ヒナ奴ガ世間へ行テ栗塚ニ金ヲ
貸タト云フコトヲ言ハレルノテ其レハ迷惑ノコトテス

(渡委員) 宛名ハ書替ヘナイノテシヨウ

(南部委員) 左様テス

(松岡委員) 先所持權ノ付クモノハ質物ヲモアルト登記シナケレ
ハナラン

(南部委員) 抵當アル分ハ登記シナケレハナラン

(清岡委員) 代位者カ往テ二人テ登記カ出來ルカ

(松岡委員) 債務者ニ知ラセナクツトモ宜シイ

(清岡委員) 登記簿ノ所テ往ケルカ知ラン

(尾崎委員) 最約債權者ト債務者ノ間ニ差引勘定ガアル、債權者

ハ自分ハ差向ヒテアルカラシテ代位者ニヤツテ仕舞フ、其場合ニ
ハ困リマス

(鶴田委員) ソンナ場合ニハ困リマス

(南部委員) ソレハ先ギカ行クトアリマス

(委員長) 先キヘヤリマシヨウ

民財六ノ二〇

本條ハ第一項「明ニ之ヲ記載スヘシ」ト修正シ「セラレタル
トキニアラサレハ有效ナラス」ノ數字ハ報告委員ノ説ニテ刪
除シ其他ハ原案ニ決ス

第五百三條朗讀ス

第五百三條 債務者ハ其債務ノ辨償ニ必要ナル金額又ハ有價物
ヲ己レニ貸シタル第三者ヲ債權者ノ承諾ナクシテ自ラ債權者
ノ權利ニ代位セシムルコトヲ得

之カ爲メ借用證書ニハ其金額又ハ有價物ノ用方ヲ記載シ又受
取證書ニハ辨償ニ與ヘラレタル有價物ノ出所ヲ記載ス

公正證書又ハ確定ノ日附ヲ有スル證書ノミカ第三者ニ對シ前
記ノ行爲ノ證トシテ許サル(第一千二百五十條第二號、伊民第
千二百五十二條)

然レトモ借用ト辨償トノ間ニ必要ナルヨリ更ニ長キ時間カ經

過シタルトキハ裁判所ハ代位ヲ不成立ト宣言スルコトヲ得

(修正) 第二項記載ノ下「又以下」ヲ左ノ如ク改ム

「且受取證書ニハ其出所ヲ記載ス」

(松岡委員) 確定ノ日附ヲ有スルハトウスルノテスカ

(栗塚報告委員) 之ハ時効拘束テス登記ニ依テ始メテ確定スルノ

テアリマス、今日日本ニアル登記ハ認メテ書入レテアリマスガ佛

蘭西ニアルノハ裁判書テモ世間テ用テ爲ス書付ハ皆ナ登記スルノ

テアリマス、恰度原紙ヲ貼ルト云フ様ナ譯テアリマス、普通罫紙

ヲ使ヒ、原紙ヲ貼リ其上ニ又之ヲヤルノテアリマスタカラ錢取リ

主義テアリマスソレ故佛蘭西ニ百萬人ノ兵隊カアルモ之カ爲メテ

アリマス

(鶴田委員) ソウ云フモノヲ眞似ルノテスカ

(南部委員) 左様テハナイ

(委員長) 迎モ佛蘭西ノ通りニハ往カヌガ確定證書ヲ示シタノテ

アリマス

(松岡委員) 方法ハ其時定メルノテス

(委員長) 佛蘭西ノ如キ、人ト人トノ契約ハ大小輕重チ間ハス、

皆ナスルトセヌテモ宜シイテシヨウカ、日チ確カメナイテモ宜イ

モノカ、物ニ由テハアルテシヨウ

(松岡委員) 裁判書迄登記シテ居ル

(栗塚報告委員) 何セナレハ國民ニ租稅ヲ拂ハナケレハナラン政

府ヲ煩ハセルノタカラト云フ方カラ來テ居ルノテアリマス

(松岡委員) 當リ前議リ渡シテ日本テヤリマス、彼レチ箇様ナ風

ニ代位テ斯ウ云フモノタト書上ケタヤリマシヨウカ

(栗塚報告委員) 便利タカラヤリマシヨウ讓リ渡杯ト云フコトハ

煩雜ダカラ

(松岡委員) 迎モ取レヌト思フト百圓ノモノチ三十圓テモ取テ居ルカソレハ往カヌテ五十圓出シタラ五十圓テシヨウ

(栗塚報告委員) 其方ノハ人カヤラヌテシヨウ

(松岡委員) 合意テヤルモノハナカロウト思ヒマス、實際ハ譲リ渡テ行クタロウ

(渡委員) 承諾ナクシテト云フハ

(南部委員) 債權者ガ否タト云フテシヨウカ、其レハ言ハレヌト云フノテス

(栗塚報告委員) 私カ清岡サンニ借り期限モ來テ居ル、所カ清岡サンハ月々返セト云フガ、高イ利チ拂ハナケレハナラン、所ガ南部サンカ安イ利テ貸スト云フカラ南部サンカラ借りテ、南部サンカ清岡サンニ返ヘスノテアリマス

(渡委員) 抵當物カアレハ置キ換ヘルノテシヨウ

(南部委員) 書換ヘレハ宜イノテス

(渡委員) ソレニ承諾ト云フコトカアリマスカ

(松岡委員) タカラ要ラヌノテス

(南部委員) 承諾セヌト云フ場合ト構ハヌト云フ場合カアリマシヨウ

(渡委員) 今一期丈ケ借り度イトハ言ヘヌ、期限中丈ケノ承諾アル場合ト云フノテスカ

(南部委員) ケレトモ債權者ノ利益ノ爲メニ設ケテアレハテス

(松岡委員) 清岡サンノ利ハ高イカラ南部サンニ拂テ呉レト云テ拂テ貰ラフト、清岡サンノ所ニアル抵當ハ南部サンハ取レヌ、栗塚サンノ所有ニ戻ル、スルト南部サンカ栗塚サンニ係ル時分ニハ無抵當ニナルカ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條第二項ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五百四條朗讀ス

第五百四條 代位ハ左ノ者ノ利益ニ於テ當然成ル

第一 或ハ自身ニテ或ハ先取特權又ハ抵當ノ負擔アル財産ノ
 第三保有者トシテ他人ト共ニ又ハ他人ノ爲メ義務ヲ負擔シ
 タルニ因リ其義務ヲ辨償スルニ利害ノ關係ヲ有スル者ハ第
 八百七十五條、第千二百五十一條第二號及ヒ第三號第二千
 二十九條

第二 或ハ抵當訴權ヲ豫防スル爲メ或ハ不動産差押又ハ契約
 解除ノ請求ヲ停ムル爲メ他ノ債權者ニ辨濟シタル債權者ハ
 第千二百五十一條第一號

第三 自己ノ財産ヲ以テ相續ノ債務ノ全部又ハ一分ヲ辨濟シ
 タル享益相續人又ハ表見ニシテ善意ナル相續人ハ第千二百

五十一條第四號

(修正) 第一號左ノ如ク修正ス

「或ハ契約ニテ他人ト共ニ又ハ他人ノ爲メ義務ヲ負擔
 シタルニ因リ或ハ先取特權又ハ抵當ノ負擔アル財産ノ
 第三保有者トシテ他人ノ爲メ義務ヲ負擔シタルニ因リ
 其義務ヲ辨償スルニ利害ノ關係ヲ有スル者」

(栗塚報告委員) 第二抵當訴權ノ下「チ」ノ一字ヲ脱シマシタカ
 ラ御加ヘテ願ヒマス

(今村報告委員) 「契約ニテ」テハ往カヌ「他人ト共ニ又ハ」迄
 チ刪リ第三保有者トシテ他人ノ爲メ義務ヲ負擔シト云フ様シテハ
 如何テス「ボアソナード」ノ註解ニハ自身ニテト云フコトヲ加ヘ
 タカ、契約テ義務ヲ生スルコトモアルカラト註ニアリマスカ、併
 シ私カ考ヘルニ例ヘハ數人シテ或ルコトニ付テ法律上損害賠償ヲ

シナケレハナラン場合カアルトキ、契約テ他人ノ爲メニヤツタモノテナイ法律上責ヲ負ハセルコトカアリマスカラ、トウモ契約ト云フ文字チ出スト害ヲ爲スカシレヌ、元トノ譯ニハ對人ニテト云フコトカアル、詰リ物權ノミト云フ反對カラ來タノタカラ、寧ロ物權ト下ニアルカラ上ハナクトモ困ル尤モ悉クナケレハ宜イ、上チ副ルナレハ之チ副テモ宜シイ

(委員長) 佛蘭西ノ原書ニ人權ト云フコトハナイカ

(栗塚報告委員) 佛蘭西ニハ人權トモ物權トモ云ハスニ他人ト共ニ又ハ他人ノ爲メ義務ヲ負擔シタル人ニ對スルコトカ出來ル、又別項ニシテ、負擔アル保有者ニシテ他人ノ爲メ義務負擔シタルモノハトアリマス

(南部委員) 私ハ「他人ト共ニ」ト直クヤルカ宜イト思ヒマス

(栗塚報告委員) 「或ハ他人ト共ニ」トシテ宜イ、他人ト共ニハ

連帶義務者ハ他人ノ爲メハ保證人ト云フ恰度連帶義務者カ又ハ保證人ハテヌ、其義務ヲ辨償スルノ利害ニ關係チ生スルトソレカラ或ハ先取特權抵當付財産ヲ持テ居ルモノテヌ

(松岡委員) 連帶者ト擔保者ハ法律上テ代位カ得ラレナイト云フノテヌ

(栗塚報告委員) 左様テヌ、ソレカ又ハ譲リ受ケタリシタ人テヌ
(松岡委員) 全体所有者タロウカ、第三者ト云フカラ保有者トシテ宜イノテ、百圓ノ地面ヲ買ヒ、五十圓借り、元ノ持主へ五十圓ヤツテ、私カ地面ヲ持テ居ル、ソレテ債主へ五十圓ヤツタカラ五十圓ハ元ノ持主タカラ代位ニナルカ

(今村報告委員) 其コトハ次ニ出テ來マス、地面ノ價丈ケノモノハ貴君ハ代位ハ出來マセヌ

(松岡委員) 百圓ノ地面カアル南部サンカラソレチ百圓テ買タノ

テ、然ルニ未タ五十圓借リカアルノテス

(今村報告委員) ソレテハ代チ拂タト云フコトニナル、貴君カ取
ラナケレハナラン金カアルトキ、代位テ拂フヘキ金チ拂タノテ其
方ヘ取テハ大變地面ハ百圓ノ價值打ホカナイニ、百五十圓シタカ
ラ兎モ角モ百圓拂タヌルト、五十圓ハ貴君カ損チヌルタロウ、其
トキニハ五十圓取上ケルコトカ出來、ソレハ元ト百圓ノ價值タカ
ラテス

(南部委員) 貴君カ負債チ持テ居ルナリニ買フタノタカラ

(今村報告委員) 松岡サンカ地面チ買フトキ登記シテナイモノチ
買ヘハ無効テス、登記シテアルノハ百圓ノ價值チ百五十圓ノ抵當
ニナツテ居ルト書イタナレハ、債主ノ曰ク私ハ百圓チ買フ約束シ
タカラ御前ニ百圓上ケマシヨウ、依テハ抵當ヘ抜イテ貰イ度イト
云フコトカ出來ル

(松岡委員) 債主ハ百五十圓貸テアルノカ

(今村報告委員) 債主カ承諾シナイトキハ公賣チ要求シテ、其上
價值チ付ケテヤルノテ、又他ニ高ク買フ者カアレハ仕方カナイ其
タカラ實ハ效用ハナイ、登記法ノ行ハレタ國ニハ實際ニハアラレ
ヌノテス

(清岡委員) 第三保有者ト云フノハオカシクハ御座イマセンカ

(南部委員) 前ニモアリマス

(清岡委員) トウモオカシイ

(栗塚報告委員) 第三者ニシテ保有シテ居ルト云フノテス

(清岡委員) 左様ニハ見ヘナイ、財産チ生ヌル第三者テス

(栗塚報告委員) 左様テス

(今村報告委員) 原語ハ第三者ト保有者ト云フ字ニ一方ヘ引イテ
アリマス

(南部委員) 清岡サン、第四百七十三條第三ニ保有者トアリマス

(清岡委員) 彼ノ時ハ格別氣力付キマセヌテシタ

(栗塚報告委員) 先取特權ノ負擔アル財産ノ保有者ト御讀ミニナ

レハ宜シイ

(鶴田委員) 先取特權ヲ定メルノテス

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) ソレハ先キニアル問題テス

(今村報告委員) 債主ニ金ヲ拂フ、債主ハ負債者ニ對シテ持テ居

タ權利ヲ取タト見レハ宜シイ

(清岡委員) 第二モ矢張り自己ノ爲メニセラル、請求ヲ止ムル爲

メニ辨濟シタル譯テシヨウ

(南部委員) 請求セラル、ハ大變違フ

(清岡委員) 債務者ノ請求ヲ止ムト云フト關係ガナクテモ誰モ出

來ルトナル、豫防シテヤルノテスカ

(栗塚報告委員) 南部サンカ訴テ起シテ居ル、貴君ハ私ニ金ヲ貸

テ居ルカラ、先ツ南部サンカラ栗塚ヲ訴ヘタカ、之ヲ止メナケレ

ハナラント云フ、貴君ニ利益カアツテ南部サンハ金ヲ拂テ下サレ

ハ、南部サンニ代テ貴君ハ私ノ代位テアリマス

(清岡委員) 第一ハ義務ヲ負擔シ、第二ハ自分ノ辨濟シタハ物好

キタカラ

(栗塚報告委員) 第三保有者トシテハ他人ノ爲メ義務ヲ負擔シタ

ルト云フモ、其地面サヘ棄テナケレハ宜イノテアリマス

(南部委員) 抵當ハ自分カ幾分カ關係シタカラ抵當ヲ押ヘラレテ

ハ不都合テ、今賣テモ安イカラ、債權者ノ爲メ關係ヲ有シテ居ル

カラ賣ラレテハ不利益タカラ往カヌト云フ場合ニハ止メテ置ク、

其トキハ金ヲ返ヘシテ止メテ置クノテス

(栗塚報告委員) 契約解除ノ請求ヲ止ムル爲メテス

(清岡委員) 當事者カ氣ノ毒テアルト云フノテ棄テ置ケハ氣ノ毒
ダカラ、好意ヲ以テ拂テヤツタト云フニ見ヘル

(栗塚報告委員) 否、自分ノコトデアリマス

(尾崎委員) 自分ニ關係ガナイナレハ代位スルコトハアリマセヌ

(清岡委員) 第一第三ハ能ク見ヘルカ、第二ハ見ヘナイ

(尾崎委員) 能ク見ヘルト思フ

(栗塚報告委員) 是非契約解除ノ請求ヲ止メルモ利益ハナシ、不
動産差押スルモ利益ト云フトキ

(清岡委員) 今解除セラレテハ損害カアルト云フ場合ニ必要カア
ルノテシヨウ、孰レ其場合ヲ云フノテシヨウ、前項後項ハ旨意カ
分テ居ルガ、第二ハ其意味カ見ヘナイ

(鶴田委員) 利益ノナイノテモ、登記所テヤレルテシヨウ

(南部委員) ソレハ外ノ證據ナレハ行ケル

(清岡委員) 當然ニナルカ

(栗塚報告委員) 「代位ハ左ノモノノ利益ニ因リ當然ニナル」ト
致シマシヨウ

(委員長) 善意ナルト云フ字ハ兩方ニ籠リハセンカ、享益相續人
又ハ表見相續人ト云フコトヲハナイカ

(栗塚報告委員) 入りマセン、何セナレハ借錢シタロウカラ金ノ
有ル丈ケシカ拂ヒマセヌト言タ人テ、享益相續人ト云フ人ハ相續
人ト云フコトハ知レテ居ルト思フ

(委員長) 享益相續人ト云フノハ自分カラ限リテ付ケナケレハナ
ランノカ

(栗塚報告委員) 其モノヲ享益相續人ト申スカラ

(清岡委員) 惡意ノ相續人ト云フモノハ出様善ハナイ

(栗塚報告委員) 目錄テ私ハ是丈ケノ金ヲ相續シタカラ之ニ對スルモノテナケレハ受ケヌソヨト言タ人テアリマス、餘計ナコトテ

(村田委員) 併シ隨分餘計テナイテシヨウ、相續ノ權カアロウト思テヤツテ居ルノテアリマス

(栗塚報告委員) 小譯ケノ説キ明シハ要ラヌテシヨウ、併シ起案者カ箇様ナ風ニシタカラ仕方ハナイ

(村田委員) 英文テハ相續人ニハカリ係テ居リマス

(鶴田委員) 債務ヲ辨濟シタル善意ナル相續人トスルカ

(栗塚報告委員) 詰リ辨濟者相續人テ宜シイノテス

(村田委員) 享益相續人杯ト云フコトハ六ヶ敷イ相續人タカラ謂テ置クカ宜シイ

(委員長) 青木周藏ヲ見タ様ナ者カアルカラ歐羅巴流義テヤル、

宜シケレハ是レテ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ「代位ハ左ノ者ノ利益ニ於テ當然ニ成ル」ト改メ第一「或ハ他人ト共ニ又ハ他人ノ爲メ義務ヲ負擔シタルニ因リ或ハ先取特權又ハ抵當ノ負擔アル財産ノ第三保有者トシテ他人ノ爲メ云々」トスル報告委員ノ修正決シ「第二抵當訴權ノ下「テ」ノ一字ハ翻譯ニテ加フ

于時零時三十分

午後第一時五十分開會

(清岡委員) ヤリマシヨウ

第五百五條朗讀ス

第五百五條 前三條ニ定メタル代位ハ人權ト物權トチ問ハス舊債權者ニ其債權ノ效力又ハ擔保トシテ屬セシ總テノ權利及ヒ訴權ヲ行フコトヲ代位者ニ許ス但左ノ例外ナリ

第一 若シ當事者カ代位者ニ轉移シタル權利及ヒ訴權ヲ制限シタルトキハ其制限ハ遵守セララル

第二 若シ第三保有者カ其保有者タルノ分限ヲ以テ債務ヲ辨濟シタルトキハ其第三保有者ハ元資ノ立替ヲ爲スニアラサレハ抵當ノ滌除方法ヲ以テ不動産ニ負擔ヲ免レシムルコトヲ得サリシ金額ノ爲メニ負擔ヲ免レシムルコトヲ得サリシ金額ノ爲メニミ保證人ニ對シ代位セラルヘ第千二百五十二條)

第三 第三保有者ニ因レル辨濟ノ右同一ノ場合ニ於テ若シ同一ノ債務ニ付キ抵當ト爲リテ他ノ第三保有者ノ手ニ存スル他ノ不動産アルトキハ辨濟シタル者ノ代位ハ各不動産ノ價格ノ割合ニ應スルニアラサレハ他ノ第三保有者ニ對シテ行ハレヌ

民財六ノ二九

第四 若シ債務カ互ニ擔保人タル共同債務者ノ一人ニ因リ辨濟セラレタルトキハ債務ヲ辨濟シタル者ハ他ノ共同債務者カ債務ニ付キ結局分擔スヘキ限度ニ於ケルニアラサレハ其各自ニ對シテ代位セラレヌ(第八百七十五條、第千二百二十四條)

(修正) 第二號「然レトモ」ノ上ヲ左ノ如ク修正ス
若シ第三保有者カ其分限ヲ以テ辨濟シタルトキハ其第三保有者ハ自己ノ資金ニテ立替ヲ爲スコトナクシテハ抵當ノ滌除方法ヲ以テ不動産ニ負擔ヲ免レシムルコトヲ得ヌ又ハ得サルヘカリシ金額ノ爲メノミアラサレハ保證人ニ對シ代位セラレヌ

同條 第三號冒頭「第三保有者ヨリ右同一」ヲ左ノ如ク修正ス

「右ト同シク第三保有者ノ辨濟」ト改ム

(尾崎委員) 第一ハ宜シイカ、第二ハ分ラヌ

(渡委員) 第二ヲ御説キ下サイ

(今村報告委員) 第二ハ佛蘭西ノ法律ニ「ボアソナード」ノ註ニモアリマスガ茲ニ負債者ガ居ル、此者ガ不動産ヲ以テ他ヘ抵當ニ入レタノテ、ソレヨリ別ニ保證人カ付テ居ル負債者ノ爲メニ此一ノ債務ニ向テ抵當モアレハ、保證人モアル場合ニ、此不動産ヲ他ヘヤツタカ賣タカシタラ、第三者其人ハ第三保有者テ、買ツタカ賣タカシタノテ負債者ガ無賣力ノトキハ拂フコトカ出來マセヌトキ、債權者ハ抵當物ハ無カロウカ、一方ニ保證人カアルカラ係リ場所ガアル、所カ若シ此不動産ヲ持テ居ル者ヘ貴様不動産ノ義務カアルカラ拂ヘト云タトキ、拂テ仕舞ヘハ前條ニ言タ物權先取特權、又ハ抵當ノ爲メ利害ガ違ウカラ法律上代位スル人間テアリマ

ス、法律上代位シタラ債主ノ中ニ入ルカラ横町ニ居ル保證人ニ取テ係ルトキニ我ハ代位ダカラ我ニト云フ場合ニ制限ヲ付ケタノテ五百四條テ其コトカ出來ル、第二號ハ如何ナル代位カナレハ、當リ前ノ代位トハ少シ違ウ其コトハ佛蘭西法ニハ明カテナイカラ佛蘭西法律テハ代位ハ出來マセヌト云フ説モアリ、又一説ニハアルト云フ説モアルカ、保證人ガアルカラ拂フカモ知レヌ、債主ハ構ハス保證人ニ係ルカモ知レヌ、ソウヌルト保證人ハ五百四條ノ代位ガ出來ル人間ダカラ、其人ガ拂ヘハ前ノ債主權ヲ受ケ繼テ訴訟カ出來ルノタカラ何レカ代位カ出來マセヌト極メナケレハナラン何レニ極メルカト云フ問題テアリマスガ、佛蘭西ニ議論ガアルソウテヌ、所テ日本テハ左様ナルコトガアツテハ分ラヌカラ「ボアソナード」カ書タノテ「ボアソナード」ノ注意ハ例ヘハ茲ニ百五十圓ノ負債ノ所ヘ百圓ホカ價值ノナイ不動産ヲ抵當ニ入レテアル

ソレハ保證人カ付テ居ル、所カ其抵當物ヲ第三者ニ賣タカヤツタカシテ、負債主ノ手カラ離レタノテ、其トキニ債主ハトウテアリマシヨウ、第三保有者ニ係ツタ所ガ、ソレヲ拂タノテ、債權者ハ物權ヲ持テ居ルカラ、逐驅テ行テ第三保有者ヲ拂タノテス、其トキニ代位權ハ誰カ爲ノニスルカナレハ此品物ヲ濚除法ニ掛ケテ見レハ此品物ヲ買ツタ直後ハカリ金ヲ出シタノテハ債主ヲ満足スルニ足リナイ、餘分ニ幾ラカ出シテ始メテ品物ノ身受カ出來ルト云フ餘分ニ付テノミ代位カ出來ルノテアリマス、價丈ケテハ例ヘハ百圓ノ品物テ百圓ノ價值ホカナイモノヲ百五十圓ノ抵當ニ入レテアツテ、債主カラ賣メラレ、百五十圓拂タラハ百五十圓丈ケ取ルカナレハソウハ往カヌ、五十圓丈ケホカ取レヌ何セナレハ初メ買タトキ、賣主ニ拂テ置キ、ソウシテ二度拂ヒシテモ、跡カラ債主ニ追ラレ五十圓出シタ勘定テモ、二百圓損シテ仕舞フカ、詰リ百

圓ノ品ガアルカラ、百圓損テス、何セナレハ登記法モアリ、又濚除法ト云フモノモアルカラ、ソレヲ承知スレハ、買フ時分賣主ニ直チニ渡シタハ過リテ、先ツ抵當取主ニ相談シテ、時ニ私カ買フ約束シタカ御前ニ百圓丈ケヤル御前ガ他へ賣テモ百圓ニホカナラヌカラ身受モサセテ呉レト云フ相談シテ手續ヲシタラ一文モ損ハナイ、買主ハ其トキ承諾スレハ百圓テ済ム、跡五十圓ハ債主ガ直接ニ保證人ニ係ルヨリ仕方カナイ、ソレヲセスニヤツタハ此人ノ過リテアルカラ、二度拂ヒチサセテ百圓損シテモ至當テアリマス五十圓丈ケホカ價ノナイモノテアリマスカラ、ソレ丈ケハ第三保有者ニ損チサセルコトハ往カヌカラ、五十圓ハ取戻サル、權チ與フル、之ヲトウスルカナレハ債權者トシテ本人カ無資力ナレハ保證人ニ係テモ宜シイト云フ、五十圓ニ就テニアラサレハ、保證人ニ對シテ係レナイト云フノテアリマス、濚除法ヲ眞實ニヤツタカ

モ知レヌ、債主ニ相談シテ、或ハ百圓ヲ買フ積リタカ、百五十圓出ソウト云フカモ知レヌ、其トキハ宜シイト云テ百五十圓出ヌカモ知レヌ、ソレテモ實價カ百圓ナレハ五十圓ハ取レルト云フノテ「スヘヤリレ」ト云フハヤラヌトキチ云フノテアリマス
(鶴田委員) 保證人ニ對シテ代位セラル、杯ハ分ラヌ
(今村報告委員) 百圓ノモノハ百圓ヲ身受ガ出來マセヌカラ五十圓立替ヘテ身受シダカ又ハ得ヘカラサリシハ立替金丈ケニ付テ行カレルト云フノテアリマス

(松岡委員) 抵當濺除方法ヲ以テ不動産ノ負擔ヲ免カシシムルコトヲ得ヌ、自己ノ資金ヲ以テ立替タルトキハト云フ意味テスカ
(今村報告委員) 左様テス
(尾崎委員) 講釋ヲ聞クト分ルカ、此ヲ以テ見テハ分ラヌ、辨濟シタルトキハト云フハ百圓ノ抵當ニ入レテ居ルモ、百五十圓ノ抵

當入テ居ロウカ、其品ハ百圓ホカ價ガナイ、百圓丈ケ拂タカ辨濟シタルトキハテスカ

(今村報告委員) 百五十圓皆拂タノテス

(尾崎委員) ソレハ資金テシヨウ

(今村報告委員) 辨濟中ノ實價ト實價外ノモノカアレハ外ノ者ノミニ付テ代位カ出來ルト云フノテアリマス

(尾崎委員) 此タケ見ルト、辨濟シタケレトモ未タ自己ノ資金ニテ立替ヲ爲スコトカナクツテハ初ノノ辨濟ハ實價丈ケノ辨濟カ

(今村報告委員) 左様テナイ、辨濟シタルトキハ其第三保有者ハ自己ノ資金ニテ立替ヲ爲スコトナクシテハ抵當濺除法ヲ以テ辨濟シタ時分ニ請リ濺除法ト云フモノチヤツタナレハ、今ノ代價丈ケテハ足りナイ辨濟シタルトキハト云フカラ少シ具合ハ悪イケレトモ辨濟スル爲メニテ賣主ト約束シタ價ノミテハ足りナイ、自己ノ

資金ヲ以テ幾ラカ立替チシナケレハ眞實ノ辨濟テハアリマセヌ

(尾崎委員) ソウハ見ヘナイ

(松岡委員) 第三保有者カ抵當ノ濶除方法ヲ以テ不動産ノ負擔ヲ免カル、コトヲ得サルトキ、自己ノ資金ヲ以テ立替チ爲シタルトキニ、其金額ノミト云フノテヌ

(清岡委員) 得ヌ得サルヘカラシト云フハ必要テナイ様テヌ、得サルトキト云テ宜イテシヨウ

(鶴田委員) 之テハ分リマセヌ

(渡委員) 今ノ講釋ヲ聞テ、其精神ヲ見テモ六ヶ敷イ

(清岡委員) ソレ程六ヶ敷イコトハナイ

(南部委員) 外ニ書様ハアリマセヌ

(渡委員) 自己ノ資金ヲト云フハ今少シ、トウカナリマセンカ

(栗塚報告委員) 自己ノ資金ト云フハ自分ヲ負債者テハナイト云

フノテ、契約ニ依テ負債者タラサル金テアリマス、自分カ義務ヲ負フテ居ルノテハナイ、金ヲ出シタト讀メハ宜シイ

(南部委員) 濶除方法ヲ以テ不動産ノ負擔ヲ免カレシメ、又得サルヘカリシト云フノハ大事テアリマス

(渡委員) 意味ハ分テ居ルカ文字ハ分ルマイト思フ

(今村報告委員) 然レトモ之ハ今ノ説明シタ通りニツノ意味カア

ル其負債主ガ自分ノ持テ居ルノハ抵當モアレハ保證人モアルカラ大丈夫ト思テ居ルカハ知レヌ、然ルニ何時ノ間ニカ人ニ贈與シテ仕舞ツタ、贈與ヲ受ケタ者ハ今度濶除方法ニ依テヤツテ見ルト、買タノテナイカラ根カラ悉皆引受ケナケレハナランコトカアル、百五十圓出セハ皆保證人ヘ取テ係リハセンカト云フ嫌ヒカアリハセヌカト云テ、買タ時分ニハ宜イガ、賣タトキハ皆取テ係テハ具合力悪イタロウト云フノテソレハ註ニモアツタカラ聞キニヤリマ

シタカ、前後ヲ照ラシテ考ヘルト云フテ來マシタ、今度無償名義ト云フノカ書イテアリマスガ、無償名義ヲ賣タ人ト、第三者ノ保有者カ其外抵當契約ト保證人ナルト云フ前後ヲ調ヘテ、保證人ハ既ニ賣テ後チ抵當チ入レタモノナレハ、賣タ物ハ素ヨリ出ス、何セナレハ保證人ハ保證人ニナツタ時分抵當チ入レテナカツタラ、万一ノトキハ引受ケルト看做ス、其後入レタ品物ハ第三者保有者ノ賣タ時分ニハ此第二號ニ掲ケタ代位カ出來ルカ其ウテナケレハ出來マセヌト云テ居ル、ト云フ意味テアリマス

(清岡委員) 先キノトキハトウスルカ

(今村報告委員) 先キニハ第三保有者ニ係テ行クコトハ出來マセヌ、幾ラ金チ出ソウトモ、保證人ハ私カ金チ出シタカラト云フト無償名義ヲ賣タト見ヘテ往カヌ

(清岡委員) 往カヌト云フコトニシタノテスカ

(今村報告委員) ト云フコトノ爲メニ加ヘタノテス、所テ私ハ删除論テ御座イマスガ、抑モ同時ニ保證人ト抵當トチ約ソウト思ヘハ同時ニ出來ルノテアリマスカラ

(尾崎委員) 當リ前ノコトテス

(今村報告委員) ソレテハ「同時ノトキ」ト云フ文字チ入レ様ト云フタカ、ソレテモ私ハ不承知テアリマス何セナレハ保證人ハ抵當ノナイトキハ保證シタ所ダカラ、當人カ危イト見レハ保證ハ否ダカラ保證人チ脱シテ、他ノ保證人チ入レルカ、或ハ抵當チ入レルカト云フコト、設令先キニ契約シテ後カラ抵當カ出來テモ同シテ總テ前後ヲ問ハス往カヌト思フ、故ニ然レトモ以下ハ删除シテ元ノ儘カ宜シイ元ノ儘ニシテ設令不動産チ賣テモ、買テモ區別ナク有償無償名義ニ區別シテ、濫除法ニ掛ケタラ幾ラトシテ其出シタ金ニ對シテノミ代位カ出來ルト云フ意味ニ讀ムカラ、之チ删除

スレハ法律ハ奇麗ニナリマス、詰リ精シク申セハ實價外ニ出シタ
金丈ケハ第三保有者ニ損ハサセヌ、保證人ニ係ラレルト云フノテ
然ウスルト後カラ入レタモノハ削除シテ宜シイ

(渡委員) 左様テス

(松岡委員) 左様テス

(南部委員) 之ハ削除シテ宜シイテシヨウ

(尾崎委員) 宜カロウカ「得サルヘカリシ」ト云フハ如何

(今村報告委員) 濛除法ニ係ケテモ良シ係ケナクトモ詰リ實價外
ノモノハ取戻シカ出來ルト云フノテス

(松岡委員) 「得サリシ」テ宜シイ

(清岡委員) 「ヘキニ」テ宜シイテシヨウ

(栗塚報告委員) 併シ「ヘカリシ」ハアリマス

(清岡委員) 「ヘカリシ」、是ヲモアリマス、併シ此所ハ具合カ

悪イ

(松岡委員) 濛除法テハ満足シナイカラ據ナク出シタト云フノタ
カラ、得ス、得サルヘカリシ、ノ切り分ケハ實際ニ必要ハナイ

(南部委員) 必要カアリマス

(今村報告委員) 詰リ濛除法ト云フノハ洗濯ト云フノテ、此所ニ
眼ラス今説明シタ様ニ、成程意味ハ間違テ居ナイトナレハ逆モ仕
方カナイ、實ニ此所ハ口傳モノテス

(尾崎委員) 仕方カナイカ

(栗塚報告委員) 佛蘭西學者中ニモ疑ヒカアルカラ書キ足シタノ
テスカラ分ル筈ハアリマセヌ

(今村報告委員) 長ク議論シタ末、一言スレハ分リマス

(渡委員) 理窟ハアリマス

(尾崎委員) 之ハ何トモ申上様カナイ

(鶴田委員) 減多ニ意見モ出マセヌ

(南部委員) 多數ナレハ「然レトモ」以下ヲ刪リマシヨウ

(村田委員) 「得サルヘカリシ」ハ悪イカラ「得サリシ」カ宜イ

(清岡委員) 「得サルヘキ」ナレハ宜シイ

(今村報告委員) 「ヘキ」テ宜イナレハ「ヘカリシ」テモ同シテ
アリマス

(松岡委員) 頭マカラ「得サリシ」テ行ケハ良イト思ヒマス

(清岡委員) 「ヘカリシ」ハ既往ヲ想像スルノテ「得サリシ」ト

云フハ是カラ爲テモ出来マセヌト云フコトニナルカラ、事力違ヒ
マス

(鶴田委員) 「ヘカリシ」ハ難除方法チヤラナカツタ方テスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) ヤツテモ足ラナイト云フトキハ遣入ルマイト思フ

(南部委員) ソレハ「得ス」テアリマス

(清岡委員) 之ハヤツタトキノ話テヤツテモ出来マイト云フトキ
ハ又ハ得サルヘキ金額テシヨウ

(南部委員) 今日ニナツテハ「ヘカリシ」ニナツテ居リマス

(清岡委員) ヘキハ既往將來チ一ニ見テ宜シイ

(委員長) 二號ノ所ハ第三得取者ト云フ者ニ向テ抵當設定後ニ保
ルトキハ、保證人ニ係ルコトハ出来マセヌト、大概保證人ハ抵當
保有者ニ向テ保ルコトハ出来ヌト同シニナルハシマセンカ

(今村報告委員) 然レトモノ所ハ私ハ刪除説チ出シマシタ、何セ
ナレハ然レトモ以下カアルト、第三保有者カ保證人ニ、品物チ無
價名義テ貰タ時分ニハ、其抵當ノ契約ト保證人モ保證人ニナツタ
契約ト、前後チ見テ保證人ハ抵當契約ヨリ先キナレハ保證人ニ對
シテ代位セラレナイト云フ、ソレハ悪イト思フ、抵當カ後ナレハ

代位サレルノテス

(栗塚報告委員) 保證人カ保證ノ約束シタ、何セナレハ抵當モ取テ居ル位タカラ大丈夫ト思テシタカモ知レヌ、依テ其者ト代位セラレテハ可哀ソウタ保證人カ訴追セラレテハ溜ラヌ、抵當ノ有ルトキト無イトキトハ違フト云フ理窟カラ入レタノテアリマス

(委員長) 左様スルト抵當カアレハ代位サル、無ケレハサレタト云フト同シテス、抵當後ニアルトキ代位サレト云フカラ前テナケレハ保證人ニ對シテ代位ハ出來ヌト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス、ソレチ例チ設ケテ申セハ、私カ負債者、南部サンカ債主、松岡サンカ第三保有者今村君カ保證人ト云フノテヤツテ見ルト、私ハ南部サンカラ百圓ノ金チ借リテ居タ、ソレニ私ノ家チ抵當ニ入レタノテ、其抵當ニ入レテ置イタ家チ無價テ、松岡サンニヤツタノテ、且又今村カ保證人ダカラ栗塚ハ聞

民財六ノ三七

違ナイカラト南部サンニ對シテ保證シタ、ソコテ今村ノ責ハ何所ニアルカト云フニ、私カ南部サンニ質ニ入レタ抵當ノ家ハ松岡サンニ讓タノテ、只ヤツタトキハ第三ノ所テ當リ前ニ見ルト、松岡サンニ栗塚カ家チヤレハ、其松岡サンニハ抵當ト云フモノカ付テ居ルカラ、代價チ拂ハナケレハナラン、南部サンニ拂テナケレハ松岡サンカ云ハレナイ、然レトモ今村君ノ約束ハ初ノ質ニ入ツテ居ルコトチ知テ居タラ、栗塚ハ抵當チ入レテ借リタカラ大丈夫ト思テ、今村カ保證人ニナツタノテ、其トキハ保證人ニ對シテ松岡サンカ賣ルコトハ出來マセヌ、南部サンニ係ルコトハ出來マセヌソヨ、設令錢ハ拂タニモセヨト云フノテス、何セナレハ元今村ノ保證ニ立タノハ、抵當カ入レテアルカラテス、若シ栗塚カ家チ抵當ニ入レル先キニ、南部サンカラ百圓借リタトキ南部サンハ不安心ニ思ヒ、保證人ニナツテ吳レト云フトキナラ、保證ノ約束後質

ニ入レタト云フトキハ、其抵當物チ松岡サンニ賣タトキナレハ出來ルソヨ、何セナレハ知ラナカツタカラト云フノテス、ソコテソレハ云フニモ及ハヌト云フ論ニナツタノテス

(松岡委員) 私等ハ今村サンカラ取りニ行クコトト見ルト、抵當カ設ケテアツタラ後チニ今村サンカ保證人ニナツタノテナクシテ最初抵當チ入レテ、今村サンチ保證人ニ立テ借リタ、其時抵當品チ取テ、而シテ賣フツタノタソ、無價テ賣テ而シテ私ハ南部サンニ對シテ相當ニ價フタノテ、今村サンノ所へ行テ、サア貴君ハ保證人ダ、私ハ栗塚ノ義務チ南部委員ニ對シテ盡シタノテ、私ハ南部委員ノ保證人ナル御前サンヘ係テト云フ時分云々ト云フノテ、貴君ノ云フノニハ怪シカラヌ、栗塚カ抵當チ入レタカラ保證人ニナツタノテアル、ソレチ栗塚カ勝手ニヤツテト云フコトテス

民財六ノ三八

(南部委員) 松岡サンノ受ケタ地所ノ代價カ百圓トスル所カ私ノ負債ハ百五十圓アルト、貴君カ百五十圓返ヘストナレハ五十圓丈ケハ保證人ニ係レルノテス、何セ係レルカナレハ、ソレハ百五十圓ノ品物テナイ、百圓ノ品物テアルカラ、其外ハ今村君ハ保證人ニナツタカラハ仕方カナイト云フノテアリマス

(今村報告委員) ソレハ仕方カナイ、松岡サント云フ人カ價ハヌテモ、五十圓ハ免カレナイ

(南部委員) トナツテ見ルト、前ノ項ハカリテ事ガ足ルノテ「然レトモ」以下ハ要リマセヌ

(今村報告委員) 實際同時ノ場合ガ多イ、栗塚君カラ保證人ニナツテ吳レト云テモ、一本立チテハ否タ御前ノ持テ居ル茶畑チ抵當ニスルナレハ保證人ニナロウト云フコトハ實際世ノ中ニハ幾ラモアル、實地其方カ多イト思ヒマス

(栗塚報告委員) 一旦保證人ニナツテ後チハ如何

(今村報告委員) ソレテモ保證人ニハナツタカ、今一ツ抵當チ入レテト云フコトモアリマス

(松岡委員) 栗塚カ藝妓ニ百圓ノ金チヤツテ仕舞ツタノナレハ法律上理窟モ言フマイカ、茶畑ノアルチ私ニ呉レタ日ニ於テハ、物チ取テ金チ出シテハ元々ダカ、ソレチ向ウカラ出サセ様トスレハ小言チ言ハナケレハナラヌナルカラトウモ之ハオカシイ、外ニ邪魔力起リマス

(委員長) 前ノ項テ補ヒカ出來ルカ知レヌカ、覺東ナイト思フ

(栗塚報告委員) 元來此然レトモ以下カナイト、今ノ場合チ以テ自己ノ資金チ立替チシタ人、即チ松岡サンハ栗塚カラ家チ貰ツタノタカラ貰ツタ代チ貰フハ當リ前タカ、ソレチ只貰フコトハ出來ス、ソレテ金チ拂フト云フト、全部ハ自己ノ資金チ以テ南部サンニ拂フト云フコトニナル、全部ノ金ハ地面ノ代價ト差引カヌニ殘

ラス保證人ニ行カレルハ當リ前テ、ソレニシテハ保證人カ酷イテハナイカト云フノテ、無償名義ノトキト云フノカラ起タノテアリマス

(委員長) ソレカラ無償名義ト云フコトチ加ヘナケレハナラント云フノテシヨウ、併シ後項チ刪ルト、無償名義ノモノハ保證人ニ何時モ係レルコトハ出來ヌソヨト云フコトノ定リカナイト、前項ノ内ニ含ンテ居ルトハ見ラレナイテハナイカ

(松岡委員) 抵當ニ入レタ物チ人ニヤツタナレハ抵當ハ少シモ働キチセヌモノテアルカ否ヤト云フノテス

(委員長) 抵當ハ働キチセヌテスネ

(松岡委員) 五十圓ノ抵當ニ入レテ居レハ物權ダカラ、誰ガ貰テモ五十圓ハ拂ハナケレハナラン道理チアリマス

(委員長) 其理窟テハアルカ、地面ニ關係ハ持タヌ

(松岡委員) 第三ノ抵當ノ上ニアルノテス

(委員長) ソレハ何チシヨウ、貴君ハ栗塚カラ貰タ茶畑チハナイ

別ノモノテアロウ

(松岡委員) 否、茶畑テス

(委員長) ソレハ南部委員ニ出シタ茶畑チ只貰タノテス

(松岡委員) 百圓ノ價アル茶畑モ百圓ノ抵當ニナツテ居レハ穀チ

貰フト云フ話ニナリマス

(栗塚報告委員) 其金ハ恰度貴君カ南部サンニ代ツタ譯ニナルノ

テス

(松岡委員) 抵當ニナツテ居ルノタカラ、貴君ハ百圓負ハセテア

ルノテ、ソレチ私ニ呉レテモ恩惠ニナラレヌ、物權ダカラ南部委

員ハ逐驅ケル權カアルノタカラ

(今村報告委員) ケレトモ條件付テ無資力ニナツタトキハ往カヌ

カ

(松岡委員) ソレチ拂フタカラト云テ、外ヘ言テ行ク理窟ハナイ

(今村報告委員) 當人カ無資力ナレハ保證人ニ負債チ拂ハセテ持

テ居タ物ハ人ニヤツテ仕舞フト云フノテス

(松岡委員) 然レトモ以下チ置クト、直チニ同時ニシタ保證人ハ

迷惑ナ話テス

(栗塚報告委員) ソレテハ同時ト云フコトチ書イタラトウテスカ

(松岡委員) ソレモ往カヌノテス

(栗塚報告委員) 先キニヤツテ居ルノモ往カヌカ、抵當ノナイト

キニ保證人ニナツテ居リ、保證人ニナツテ、入レタトキモ代位セ

ラレストシタノテスカ

(松岡委員) 左様

(今村報告委員) 前後ノ區別ナク、詰リ實價外ノモノニ限り代位

セラル、コトカ出來ルトシタラ宜シイ

(松岡委員) ソレカ宜シイ

(栗塚報告委員) 有價名義ノトキハ實價ト云フコトカ言ヘルカ、無價名義ノトキハ實價ト云フコトハ言ハレマセヌ

(松岡委員) 左スレハ評價ト云フ

(今村報告委員) 貧乏人カラ品物ヲ賣タ爲ノニ大變損チスルノテ

(松岡委員) 不道德ナ話テ、氣ニ適ツタ者ニ物權ノ付タモノチヤ

ツテ、賣タ者ハ保證人カラ取テ來ルト云フハトウモ酷イ話ニナル

(栗塚報告委員) 區別シナケレハ味ノナイ話テ、無價名義ノトキ

ハ殘ラス自腹チ切テ出ヌノテ、初ノ栗塚ノ地面チ松岡サンカ南部サンニ抵當ニ入レタ、茶畑チ買フタトキハ損チスルノテヌ

(今村報告委員) ソレタカラ困ルニハ、同時ノトキハ抵當契約ト

保證契約ト同時ニ出來タト假定シテ、先刻ノ例テ貴君ハ松岡ニ只ヤツタノテ、私ハ同時保證人ニナツタケレトモ、實ハ頼ミガアツタカ、然ルニヤツテ仕舞ツタカラ、百五十圓出サナケレハナラント云フハ無理ナ話テヌ

(南部委員) 同時ノトキハ立チマセヌ

(栗塚報告委員) 其前ニヤツタトキ、今村君ハ南部サンニ對シ、保證シタカラ貴君ハ義務チ負フタ人ト見ナケレハナラン、其前ニ保證シタラ栗塚カ拂ハヌトキハ拂ハウト思タノテヌ

(松岡委員) 併シナカラ保證人ノ義務チ輕クスルカ宜イカ、無價テヤルカ宜イカ、保證人ノ難義ニナルノタカラ、前ノ保證人ニ對シテ負債主ハ恩義チ忘レタト云ハナケレハナラン

(栗塚報告委員) 今村君ハ擔保ノ訴權チ持テ居ルノテヌ

(今村報告委員) ケレトモ無資力ノトキニ困リマス

(南部委員) 考へ直シテ見ルト、之ハアツタ方ガ宜シイ、何セナレハ一体無償名義ヲ貰ツタト云フモノハ最早貰タ松岡サンハ栗塚サンニ金ヲヤルコトハナイノテ、即チ義務ハナイノテス、而シテ見ルト恰度天カラ落タ物ヲ取タ様ナ譯テアリマス、左スレハトウシテモ抵當設定後カ、又ハ保證契約ト同時トノ二ツノ場合ニ於テ區別シナケレハナラント前ニ保證人カ義務ヲ負フテ居テ、後チ抵當ニ入レタ場合ハ關係ナイト云フモノハ百圓借りテ、保證人ニ立テ後チ、地面ノ五十圓ナリ百圓ノ抵當カ出來タト見テ其抵當チ債主ト負債主ノ間ニ於テ、釋放シタ場合チ想像シテ、御覽ナサイ、トウモ理窟カアル様テス

(松岡委員) 其所ハ二ノ足ヲ踏ミマスケレトモ抵當カ先キト云フ場合ガアリマスカ

(栗塚報告委員) 元來自己ノ資金チ以テ立替ヘタト云フコトハ有

償名義ノトキニハ其地面チ百圓ト云フトキ、南部委員ノ借りハ百五十圓アツタト云フノテ、又栗塚ノ茶畑ハ七十圓ダガ、南部委員カラノ借りハ百圓アル、其時分ニ松岡サンハ栗塚カラ地面チ取ルニハ百圓ノ金チ拂ハンテハ取レヌト、百圓チ南部サンニ拂タノテヌルト貴君ノ物ニナツタカ、借テ三十圓ト云フモノハ茶畑ノ代價ガ七十圓ダカラ、其外ニ拂タ三十圓ハ栗塚ニ係テ取レル譯テス、然ルニ栗塚ニ係ツタ所カ、無資力ト云フノテ、保證人ニ行テ、今村君ニ拂ヘト云フ然ウヌルト有償名義タカラ七十圓ハ仕方カナイ三十圓ハ自己ノ資金ト云フコトニナリ、無償名義ハ百圓残ラヌカ自己ノ資金ニナルノテ、ソレカラ來テ三十圓ハ拂ヘト云フコトカ言ヘルナレハ、跡モ皆ナ今村ニ係レルハ當リ前テハナイカ、併シソレテハ保證人カ迷惑タロウト云フノテ、制限チ付ケタノテスケレトモ、抵當ノ入ツテ居ラヌトキニナツタ保證人ガドウモ私ハ貴

君ノ位地ト較ヘルト無價名義テ貰テ、自己ノ資金テ立替タモノモ
皆シナケレハナラント云フコトハ酷イ無價名義テ貰テコトハナク
ナツテ仕舞フ

(南部委員) 能ク考ヘルト家ノ金ハ有價名義タカラシテ、貴君カ
ラ負債者ヘ拂フ金カアル、其拂フ金ヲ拂フ前ニ債主ニヤルモ同シ
テ、理窟カラ云フト無價名義ハ拂フヘキ金ハナイノテ、其所力違
ヒマス

(栗塚報告委員) 有價名義ノ三十圓ト、無價名義ノ百圓ト同シト
云フノテス

(松岡委員) 茶畑ハ七十圓ノ價カアツテ、物權カ付テ居ルノテ、
早ク言ヘハ人ノ物ヲ呉レタト同シテアリマスカラ、頭マカラ云ヘ
ハ取ラレテ仕舞ハナケレハナラン、然ルチ七十圓ノ金チ出スカラ
物丈ケハ我カ手ヘ落ルカラ無論同様テス

(栗塚報告委員) ソレハ保證人ノナイトキノ話テス

(南部委員) 保證人カ跡カラ出來タ場合ハトウテスカ

(松岡委員) 同時ナレハトウテスカ

(南部委員) 同時ナレハ遁入ラレルノテス

(栗塚報告委員) 遁入テ居ルト見テ宜イタロウ、何セナレハ抵當
カアルカラ

(松岡委員) 同時ノ保證人ハ矢張り代位セラレスト入レルト云フ
論ダネ、ソウスルト殘ル所ハ抵當カ後チニ出來タ場合ハ代位ヲ許
スカ否テス

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 許ス方カ宜シイ、保證人ハ一向抵當ニ關係セスシテ
最初シテ居ルノテスカラ

(松岡委員) 併シ最初關係シテ居ラヌケレトモ、元々負債ハ本人

カ拂フハ當前ノコト、其人カ拂フ丈ケノモノヲ拵ヘテ後チト雖モ
抵當ヲ入レタナレハ、ソレハ矢張り其者ニ向ケヘキモノト云フニ
シテ、保證人ノ義務ハ幾分カ其トキヨリノモノタロウ

（栗塚報告委員） ソウスレハ有價名義ノトキモ同シクナルテシヨ
ウ

（南部委員） 先キニ保證人ニナツテ、後カラ抵當ノ出來タ場合ハ
保證人ノ義務ハ抵當ヨリ外ノモノヨリハナイト云タラトウカ

（栗塚報告委員） 先ツ家カ焼ケテ仕舞ヒ、抵當ヲ求メル場合ト如
何テスカ

（松岡委員） 消滅シタラ仕方カナイケレトモ、消滅ハ不可抗力テ
シヨウ

（栗塚報告委員） 自分ノ過失テ焼ケタノテモ保證人ノ義務ハ免カ
レマセヌ

（尾崎委員） 最初抵當ナシテ保證人ニナリ、後チニ抵當カ入ツテ
ハトウカ

（今村報告委員） ソレナレハ有價名義ト無價名義ト何セ區別スル
カ

（南部委員） ソレハ往カヌ、何セ往カヌカナレハ有價名義ハ金ノ
代リニ地面ヲ受取タモノテ、ソレタカラ往カヌ、自己ノ資金テ立
替テ分ケテナケレハ往カヌ無價名義ハ貰タモノタカラソレニ依テ
悉ク出シタ金ハ皆自己ノ資金テアリマス、ソレテ保證人ノ迷惑ニ
ナルカラ然レトモチ入レタノテヌ

（今村報告委員） 無價名義テ、例令ハ百五十圓ノ金ヲ出シテ負債
ヲ濟セル、所カ百五十圓皆取りニ行ケル、設定後ナレハ一文モ往
カヌノテヌ

（栗塚報告委員） 設定後ナレハ往カヌ代位セラレナイノタカラネ

(松岡委員) ソウナツタ時分ニ、松岡ハ栗塚ノ恩惠ヲ受ケヌト云フコトニナル、即チ紙製ノ虎ヲ呉レタト同様ナ話シテヌ

(栗塚報告委員) 其時ニ栗塚カ賣力カアツタナラハ其金ハヤラナケレハナランテシヨウ、君ガ代位シテ保證人ハナイモノト見テ、栗塚カラ取ルヘキテシヨウ、義務者一人チ持テ居ルカラ矢張り紙製ノ虎ト云フカ、栗塚ニ對シテハ賣力カアレハ紙製ノ虎ヲハナイ何セナレハ義務者カアルカラト云フコトチ知ラセタイ、斯ノ如クシテアルト、義務者ハ一人テ、設定後ナレハ二人ノ義務者ガアルノテスカラ義務者ノ一人ニナルト、二人ニナルトノ差カアルノテス

(松岡委員) ソレハ制度ヲ紊ス悪イ法律テヌ

(栗塚報告委員) 社會ノ秩序ヲ紊スト云フ論ナレハ別テヌ

(今村報告委員) 處分權チ持テ居ルカラ、ヤロウトモ賣ロウトモ

宜イト云フ様ニナレハ宜シイ

(栗塚報告委員) 保證人ノ賣チ論スルトキハ保證人ハ初ノ抵當チ入レタト思タカラ、保證人ニナツタノテスカラ斟酌シナケレハナラン

(今村報告委員) ソンナコトチ言ハセルニハ及ハヌ、我輩ハ其論チシタカ「ボアソナード」ノ言フニハ抵當チ設ケテ保證人ニナツタカモ知レヌト云フカ、君ノ言フ様ニ處分權チ持テ居ル論カラ云ヘハ、保證人ノ心配ハ要ラヌ、若シ怠ツタラ自分ノ頭マヘ保テ來ルカラ我ニモ抵當チ入レテ置ケト言ヘハ宜シイ、君カ抵當チ入レテヤルマイト思テモ、後チニヤツテモ役チシナイ

(委員長) 全体無價名義ノトキハ保證人ニ係ルコトハナイタロウト思フカ、抵當設定後ニ保證人ニ係テ行クコトハナイ、有價名義ナレハ行クカ、無價名義ノトキハ松岡サンハ南部委員ニ金チ拂ツ

タラ宜イ譯テシヨウ

(南部委員) 拂ヒ損テシヨウ

(委員長) 左様テス

(今村報告委員) 貰ハヌヨリハ悪イノテス

(栗塚報告委員) 茶畑ノ代價ハ七十圓、跡三十圓ヤラナケレハナ

ラン、其三十圓丈ケハ前後チ問ハヌ、保證人へ係レル様ニシタイ

ト云フノテス、有價無價ノ區別ナク、實價外ノモノ丈ケ保證人ニ

係レルト云フ様ニシタイト云フノテ、ソレテハ貰ツタトキハ百圓

皆、行カレヌト云フノカ論ノ分レテアリマス

(委員長) 今村ノ云フ第二ノ別項チ置タト云フコトハ三十圓ハ取

レルト云フガ、同意ナレハ宜シイテシヨウ

(南部委員) 之チ置ケハ違ヒマス

(委員長) 除イテ仕舞へハ、有價無價一ツニナルテシヨウ

(栗塚報告委員) 左様テス

(南部委員) 註ニハ無價名義ト云フハ悉ク資金チ以テ出スカラ、

無價名義テ受取テ抵當設定後ニ拂へハ皆ナ自分ノ資金チ以テスル

トアリマス

(栗塚報告委員) 松岡サンハ私カラ貰ツタトキ、南部サンニ拂テ

モ拂フ義務ハナイノテス、然ラハ栗塚ニ對シテ訴權カアル、ソレ

ハ南部サンニ代ツテテス又今村サンニ對シテモ訴權カアルノテス

(松岡委員) 七十圓貰タト云フハ間違テ居ル、地面モ物權付タカ

ラ固トヨリ呉レタト思フカ、間違テ居ルノテス

(今村報告委員) 初ノニ申マシタカ此負債主ニ對シテ人間ノ保證

ニナルト今一ツ品物ノ保證物カアル所テ當人カ無資力テ債主ニ對

シテ損チサセ仕方カナイ場合ニ至テ誰カ損チシナケレハナラン、

保證人ハ金チ拂フカ品物チ取テ、第三保有者カ拂フカ何レカシナ

ケレハナラン、其割チ如何定メルカノ論點テアリマス、先刻私カ申シタカ佛蘭西ニハ二ツ一ツニ論シテ居ル、何レカ全ク負クニシナケレハナラント云フ「ボアソナード」ハ中間チ採テ、有價名義ノトキハ實價丈ケチ品物チ持タ者カ負擔シナケレハナラン、一方ハ皆ナ金チ出シタ丈ケ保證人カ負擔シナケレハナラント折衷説ナノテ、無價名義ト云フノモ矢張り折衷説ノ行ハル、カ宜シイト云フノテス

(鶴田委員) ソレカ宜シイ、今村君ノ説チ贊成致シマス

(栗塚報告委員) ソレテハ私カ質ニ入レタ物チ、松岡サンニ上ケタノテ、松岡サンハ地面チ持テ居ルカラ仕方カナイ、南部サンニ拂フタノテ義務ハナイケレトモ、栗塚カラ貰タカラ拂フ、又保證カナイト見テナイトキハ栗塚ニ對シテ、松岡サンカ訴ヘルコトカ出來ルカ否ヤト云フトソレハ出來ルテシヨウ、何セナレハ贈與シ

テヤツタノテアリマス、只ヤツテ置キナカラ南部サンニ金チ拂タノテ、左様スレハ松岡サンハ栗塚ニ對シテ代位ニテ主タル債務者ナル栗塚ニ對シテ訴權ノアルハ云フ迄ハナイ、其トキ人ニ對シテ南部委員カ私チ訴ヘルト同シコトカ出來ルナレハ保證人ナル今村ニ對シテモ同シテハナイカ

(今村報告委員) 併シ保證人ト抵當契約トノ前後チ區別スルカ

(栗塚報告委員) ソコチ區別スルカ、初メ抵當ニ入タコトチ知ツテ居タラ、ヨモヤ訴ヘラレナイト思フカラ

(今村報告委員) 思フタ切リテハ往カヌ

(栗塚報告委員) 松岡サンハ栗塚カラ貰タハ紙張りノ虎チ貰タモ同シト云フカ、ソレモ栗塚ニ對シテ訴權ガアルノテス

(尾崎委員) ケレトモ貰タモノハ三四十圓チモ價ノアルノテ、負債ハ取立テ宜イト云フハ不條理テス

(栗塚報告委員) 其レカ間違ノ點テス

(尾崎委員) 保證人ト云フモノハ抵當ノナイ場合ニ保證人ニナツ
タケレトモ、幸ヒニシテ抵當カ入ツタナレハ幾分カ保證人ノ負フ
所ハ輕カツタモノチ、貴君カ人ノ抵當物チ無價名義ニテ讓タ爲メ
ニ、或ル他ノ保證人ニ辨價シナケレハナラン、ソレチ負ハセルノ
ハ折衷シタ方ガ宜シイ

(南部委員) 如何ナル場合チ御讀ナスツタカ知ラヌカ、場合ハ一
ツホカナイノテ、初メ保證人チ立テ後チ抵當チ入レタ場合ホカナ
イ、其場合ハ貴君方ノ説ハ大變保證人カ迷惑ノ様ニ云フカ、一方
ハ抵當物ノナイモノテナイコトハ承知シテ居テ、保證ニナツタカ
ラハ仕方カナイト云フノテス

(尾崎委員) ケレトモ中頃抵當カ出來タラ、矢張り保證人チ助ケ
ルカ宜シイ

(南部委員) 左様ナルト義テ私ハ其説ニ反對シテ保證人カ大變惡
クナルコトカアルカ、御承知テスカ

(尾崎委員) ソレハ抵當設定後ノ場合テシヨウ

(南部委員) 貴君方ノ説ハ貰ツタ物ノ代價カ壹萬圓アルト、負債
カ壹萬二千圓アル場合ニハ残り貳千圓ハ矢張り保證人ニ係テ代位
カ出來ルト云フ説テシヨウカ、私ノ説ハソレハ出來マセント云フ
ノテス

(尾崎委員) 實價丈ケハ拂テモ、例ヘハ七十圓ノ價アルニ負債ハ
百圓ト云フト、三十圓ハ保證人ニ實カ行カナケレハナラン

(松岡委員) 栗塚サント南部サントノ間ニ抵當カアツテ、ソレテ
今村サンカ保證人ニ立テ居ルト云フ、三人ノ間ハ動キハナイノテ
只私カ栗塚ノ抵當ニ入レタ茶畑チ只貰ツタト云フ時分ニ私カトレ
程マテ得カ出來ルカト云フハ精神チ入レナケレハナラン

(南部委員) 御注意ヲ願ヒマス、借テ貴君方ノ説ニ致シマスト如何シテモ自分持ノ資金テ出シタ分丈ケハ何所マテモ保證人ニ係ツテ代位スルコトカ出來ルトナリマス

(鶴田委員) ソレハ賈タ場合ニハソウハ往カヌト云フノテス

(南部委員) 賈タト云テモ、實價丈ケハ往クテシヨウ

(鶴田委員) 左様テス

(南部委員) 保證人カ先キニ出來テ而シテ其後抵當カ出來タ場合ハ矢張り往カレル、保證人ト同時ノトキモ矢張り實價ノ上ヘ往カレルトナル、ソウスルト抵當保證ト同時ニ出來タ場合ニナツテ、其負債者ハ抵當物ヲ人ニ讓テ仕舞ツタ所ガ讓受人カ千圓ノ物ヲ賈テ、千二百圓ヲ拂ヒマスルト、二百圓丈ケヲ求ムルコトカ出來ルノテシヨウ

(今村委員) 詰リ賈ハナカツタト同様ニナルノテス

(栗塚報告委員) 六ヶ敷イ例ヲ出シマスカ、簡様ナ場合ノアツタトキハ如何テス一体有債名義ノトキテ、私カ抵當ニ入レタ地面ヲ賣タトキハ其賣タ金ハ松岡サンカ南部サンニヤルノカ當リ前テアリマス、然ルニ間違ツテ松岡サンカ私ニ呉レタノテ、私ハ其金ヲ使テ仕舞ヒ無資力ニナツタトキハ二度拂ハナケレハナランテシヨウ、保證人ヘハ往カレナイテシヨウ、南部サンニ拂ハナケレハナランモノヲ私ニ拂タハ不調法テアルカラ今一度拂ハナケレハナラン

(松岡委員) 勿論ソウテス

(栗塚報告委員) 其トキ私ハ無資力テアルト保證人ニ往カレマス

カ

(松岡委員) 一度拂タ分丈ケホカ往カレヌ

(栗塚報告委員) 其トキ全額カ往ケマスカ

(今村報告委員) ソレハ往カヌ

(松岡委員) 往カヌ

(栗塚報告委員) ソレハ自己ノ自腹ト云フコトニナル

(鶴田委員) 栗塚サンノ説ニスルト一体保證人チ立テ又ハ抵當チ入レタリヌルニ、前後カアルト見テ、前後カアレハ原則ニ於テ抵

當カ早ケレハ先ツ抵當ニ係リ、而シテ後チ足リヌ所ハ保證人ニ係ル、若シ保證人カ先キテ、抵當カ後チナレハ保證人ニ係ツテソレカラ足リヌトキハ抵當ニ係ルト云フ原則カアレハ然レトモハ要ラヌカ、元來前後カアツテモ何レヘモ行クノテシヨウ、ソレチ獨リ此所ニ至テ前後ノ區別スルハ原則ニ反スルト思ヒマス

(南部委員) 原則ニ外レルト云フ説ハ不承知テヌ

(今村報告委員) 之ハ今迄始終抵當物チ貰タト云フトキハカリノ問題チアリマスカ、之チ翻ヘシテ今ノ例テ、百五十圓ノ負債ニ百

圓ノ價值アル抵當物チ南部サンノ所ニ入レ、債主ハ保證人ナル私ニ係テ、保證人カ拂タトスレハ私ハ保證人ハナクナツタカラ其抵當物ハ何所ニ在ルカト云フニ松岡サンノ手ニアルカラ行クト、實價ハ百圓ホカナイカラ百五十圓チ私カ拂フト即チ五十圓ノ損ニナリマス、若シ「ボアソナード」ノ後カラ申シテ來タ通りニスレハ先キニ保證人ニナツタトキハ代位シテモ、第三保有者ニ對シテハ代位ニナラント云ハナケレハナラン

(委員長) 之ハ貴君方ノ言テヤツタニ付テ氣カ付テ書イタノテアルカラ容易チハナカロウカラ其レチツイ茲チヤツテモ随分難ダカラ容易ニ決スルヨリハ貴君方ノ論スル事物チ精シク書イテヤルカ或ハ田村カ誰カヤツテ「ボアソナード」ニ能ク意味チ問フテノ上ノコトニシマシヨウ「ボアソナード」ハ又我々ノ考ヘタヨリモ一層良イ考ヘカアルカモ知レヌカラ、左様致シマシヨウ

(今村報告委員) 元ヲ看破テ質問シタノテ、只賈タ時分ニハ餘計ナモノ丈ケテハナイ、金額ヲ保證人ニ取テ係レルト註ニアリマスカラ、註ヲ見テ之ハ保證人ハ氣毒タロウ、保證人ニ損ヲサセテ自分ハ品物ヲ他ニヤツテ仕舞フト云フ場合カ出ルカト言テ質問シタ所カ、矢張り其實價丈ケハ引テ餘分丈ケテ保證人ニ取テ係ルト云フノテ變ヘテ來マシタノテアリマスカラ「ボアソナード」ノ旨意ハ全額ヲ取テハ係シナイノテアリマス

(委員長) 兎ニ角日本流義ノ旨意ヲ話テ今少シ立派ニシナケレハナラン

(栗塚報告委員) 第三第四ハ宜シウ御座イマシヨウ

(渡委員) 三、四ハ宜シウ御座イマス

(鶴田委員) 第三ノ各不動産ノ價格ノ割合ニ應シテハ割當テ債權カ行ハル、ノテシヨウカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(渡委員) 第三第四ハ同シ様ニナル

(鶴田委員) 詰リ第四ハ千二百圓ナレハ二百圓丈ケト云フノテスカ

(南部委員) 左様テス

本條ハ第二ハ記案者ニ間フコトニシテ未決其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五百六條朗讀ス

第五百六條 代位者ハ自己ノ拂ヒ出シタル金額ニ滿ツルマテニアラサレハ債權者ノ訴權ヲ行フコトヲ得ス

(南部委員) 之ハ譲リ渡ト違イ要用テス

(鶴田委員) 拂フタ者ノ利足モテスカ

(清岡委員) 價格丈ケテ債權者カ訴權ヲ行フト云フノテアリマシ

ヨウ

(南部委員) 出シタ丈ケト云フノテス

(栗塚報告委員) 自分ノ拂タ金ヲ越スコトハ出来ヌト云フノテス

(鶴田委員) 詰リ金額以内ニアラサレハト云フノテシヨウ

(栗塚報告委員) 金額ヲ限リトスルニアラサレハテス

(尾崎委員) 宜シイテシヨウ

(鶴田委員) 滿ツルト云フ字ハ刪ツテハ如何テス

(村田委員) 同シコトテス

(松岡委員) 宜カロウ

(鶴田委員) 先キヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百七條朗讀ス

第五百七條 代位ハ原ノ債權者ニ害セサルコトヲ要ス此故ニ其

民財六ノ五二

債權者ハ其債權中ノ一ニ係ル代位辨濟力他ノ債權ノ抵保ヲ減
スルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得(第一千二百五十二條第二項)

(修正) 「原」ノ下「ノ」ノ一字ヲ刪ル

(鶴田委員) 前ニハ「チ」トシマシタ

(南部委員) 「チ」トシタ方カ分リ易イ

(松岡委員) 「此故ニ」ハオカシイカラト云フノタカ宜カロウ

(栗塚報告委員) 此故ニハオカシイノテス

(南部委員) ソレハ文字上テスカ事柄ハ分ルテシヨウ

(鶴田委員) 分リマス先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「原」ノ下「ノ」ノ一字ヲ刪ル報告委員ノ修正ニ決ス

第五百八條朗讀ス

第五百八條 若シ代位辨濟力一分ノミ成ルトキハ代位者ハ自己
ノ辨濟シタルモノ、割合ニ應シテ原ノ債權者ト共ニ競分ス(

第一千二百五十二條第三項伊民第一千二百五十四條

然レトモ債權者ハ全部ノ辨濟ナキトキハ獨リ契約ノ解除ヲ行
フ但代位者ニ賠償スルコトヲ要ス

(栗塚報告委員) 原ノ「ノ」ノ一字ヲ刪リマス

(清岡委員) 競分杯ト云フコトカアリマスカ

(栗塚報告委員) 競ウテ分ケルト云フノテアリマス

(清岡委員) 高ニ應シテ平等ニ分ケルト云フト云フ如キテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 競分ト云フハ如何ナルモノテスカ

(南部委員) 辨濟シタ丈ケ分ケルノテ、自分ノ持テ居ル權利ト元
トノ債權者ノ權利ト分割スルト云フノテス

(鶴田委員) 競リ分ルノテスカ

(栗塚報告委員) 矢張り競争事件杯ト云フ彼ノ字テス

民財六ノ五三

(鶴田委員) 競分ト云フハオカシイ、分ケル方ニ競ヘルト云フコ
トニナル

(清岡委員) 競フル意味カアリマスカ

(栗塚報告委員) 競フル意味ハ御座イマセヌ

(鶴田委員) 競分テハ往カヌカ競分シテ共ニ分ツテハイカンカ

(栗塚報告委員) 原債權者ト競争スルコトヲ許スト云フ意味テス

(村田委員) 同等ノ位ニスルト云フ字テス

(渡委員) 等シク分ツテスネ

(栗塚報告委員) 代位ハ競分テハ分リマセンネ

(村田委員) 權利ヲ競分スト云フ旨意テス

(南部委員) 權利ト云タカラ宜カロウ、權利ノ外ニハアリマスマ

イ

(清岡委員) ソンナコトカ出來ルモノテスカ、一部分ノ代位テス

ル杯ト云フ勝手次第ニ出來マスカ

(鶴田委員) 相續ノ場合杯ハ一分ニアリマス、ソレカラ、然レトモ以下競分チサセナイ方テスカ

(栗塚報告委員) 併シ解除カ出來ルト云フ、解除ハ誰カ出來ルカナレハ債權者カ出來マセヌソヨト云フノテス

(鶴田委員) 代位カナクナル場合テシヨウ

(栗塚報告委員) 左様、ナクナルカラ債チヤラナケレハナランソヨト云フノテス

(鶴田委員) 代位カ成立タヌ様ニナルカラ之カ要ルカネヌルト済マシテ置カレヌノカ

(栗塚報告委員) 二人同シ權テ競フコトカ出來ルケレトモ解除權ハ代位テハ出來マセヌト云フノテス

(鶴田委員) 解除シナイテ置ケハ原債權者ト代位債權者ト競分シ

テ其儘置クシ、解除シヨウト思ヘハシテモ宜シイ

(栗塚報告委員) 併シ解除シヨウト思フトキハ代位者ハ解除ハ出來マセヌソヨト云フノテス

(鶴田委員) 然レトモ債權者全部辨済ナキトキハト云フノタカラ何時モ解除ハ出來ルト云フノタカラ、一分ノ代理テハ全部辨済ノナキコトハ知レテ居リマスノテシヨウ

(南部委員) 解除チ行フトキニハ債權者カ獨リ行フト云フノテス

(鶴田委員) 一部分ノ代位テモ全部辨済ト云フ方ニ是非シナケレハナラント云フコトカアルカナイカ

(南部委員) 左様テハナイ

(松岡委員) 解除ハ代位シタ人ニ向テスルノテハナイ、今一ツ本体ノ人カアツテ、ソレニ向テ解除スルト云フコトタカラ半分トカ何分トカ云フ人ハ拔ケラル、話テス

(鶴田委員) 一部分代位者モ他ノ部分ハ原ノ債權者ニ拂テ内一分
丈ケニスルト云フコトヲ云フノカ或ハ百圓ノモノヲ十圓ト云フノ
カ

(松岡委員) 百圓ノモノカ百圓來ナイ上ハ權利者ハ勝手ニ契約ヲ
解除スルノ權ヲ持テ居ルカラ、元ノ様ニシヨウト云フ時分ニハ、
既ニ一分ノ人カ十圓出スト戻シテヤラナケレハナランカラ、元ノ
方カ分リマス

(清岡委員) 競分ノ字ハトウカシテ貰イタイ

(尾崎委員) 共ニ分ツトシタラ宜カロウト思ヒマス

(栗塚報告委員) 競分ノ字ハ翻譯テ何トカ相談致シマシヨウ

(鶴田委員) 原債權者ト云フカ宜シイ

(南部委員) 原債權者カ宜ウ御座イマシヨウ

(委員長) 然レトモ以下ハ分ラヌネ

(栗塚報告委員) 代位者ハ出來マセヌト云フノテス

(南部委員) 分ツ可カラサルモノタカラト云フノテス

(委員長) 全部辨濟ノナイトキハ債權者テモ代位者テモ解除ハ出
來マセヌテシヨウ

(南部委員) 解除賣買ノ所ヲ御想像ニナルト分リマス、解除スル
ニハ不可分ノ方タカラ原ノ債權者ニ屬スト定メマシタ

(栗塚報告委員) 屬シタ以上一分拂ツタル人へ氣ノ毒タカラト云
フノテス

(委員長) スルト元トノ黙阿彌ニナルノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(委員長) ソレテハ二項ハ「原」ノ字ヲ入レテ一項ノ競分ノ二字
ハ翻譯局ト相談スルコトトシテ今日ハ是テ置キマシヨウ

本條ハ第一項「應シテ原ノ下「ノ」ノ一字ヲ刪リ第二項然レ

トモノ下「原」ノ一字ヲ加ヘ其他ハ原案ニ決シ競分ノ二字ハ
編譯局ヘ相談スルコトニ決ス

于時午後第五時閉會ス

民法草案財産篇人權之部議事筆記第三十六回
自第五百九條
至第五百

民法草案財産篤人權之部議事筆記第三十六回

自第五百九條至第五百

明治二十一年三月十二日午前第九時三十分開議

(委員長) 初ノマシヨウ

第五百九條朗讀ス

第五百九條 代位辨濟ニ因リ全部辨濟ヲ受ケタル債權者ハ債權ノ證書及ヒ質物ヲ代位者ニ交付スルコトヲ要ス

若シ債權者カ一分ノ辨濟ノミヲ受ケタルトキハ要用ニ應シテ代位者ニ證書ヲ通示シ且質物ノ保存ニ注意スルコトヲ之ニ許スコトヲ要ス

(清岡委員) 「通シ」ト云フ字ハ通シテ互ヒニ用フルト云フ意味ヲ御座イマスカ

(栗塚報告委員) 此通り證書モアルソヨ私ノ國テハ簡様ナ法律ヲ作ツタソヨト云テ外國ニ通知スルト云フ字ト同シテ御座イマス用

フルトキハ双方ノ用ニ供スルニ違イアリマセンカ用ニ供スルト云
フ字ハナイノテ御座イマス訴狀ト答書カ出タ上テ私ノ方テ證據書
類ガ是レ丈ケアルト云フ、其レテハ見セテ吳レト云フ通示ヲ請求
スルコトカ出來ル

(清岡委員) 共通スルト云フコトカ

(栗塚報告委員) 共通ハ後ノコトテ一部分ホカ拂テ吳レヌノタカ
ラ御前ニモ示シテ置クソヨ箇様ナル證書カ遺入テ居ルカラ

(鶴田委員) 質物ノ注意ヲ之ニ許スト云フノハ

(栗塚報告委員) 注意シテモ宜シイ、彼ハ腐ルモノテ御座ルカラ
蟲干シチシテ置コウテハナイカト云テ味ヲ入レルコトヲ許スコト
カアルト云フノテ御座イマス

(鶴田委員) 宜シウ御座イマシヨウ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百十條朗讀ス

第五百十條 辨濟ノ有效ノ爲ノ要セラレタル條件、辨濟ノ充當
及ヒ提供並ニ供託ニ關スル前三款ノ法例ハ代位辨濟ニ之ヲ適
用ス

(栗塚報告委員) 「之ハ辨濟ノ總テノ規則」ト申シテモ宜シイ位
テ御座イマス

(鶴田委員) 「辨濟ノ有效ナル條件」トシテモ宜シイ

(委員長) 之ハ申分ナイテシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百十一條朗讀ス

第二節 更改

第五百十一條 更改即チ舊義務ヲ新義務ニ變スルコトハ左ノ四

箇ノ方法ニ因テ成ル

第一 當事者カ義務ノ舊目的ニ代リタル新目的ヲ合意スルト

キ

第二 負擔シタル目的ハ同一ニテ存スルモ當事者カ其目的ノ

他ノ名義又ハ他ノ原由ニ因テ負擔セラルヘキコトヲ合意ス

ルトキ

第三 新債務者カ舊債務者ニ代ハルトキ

第四 新債權者カ舊債權者ニ代ハルトキ(第一千二百七十一條)

修正案 第二號「又ハ」ヲ「即チ」ト改ム

(栗塚報告委員) 第二ノ「又ハ」ハ「即チ」ト致シマス之ハ今日

ハ勿論明日モ更改中テ御座イマスカ、其レハ先キヘ往テ分リマス

此四ノ場合丈ケテ四ノ外ハナイソヨト云フノテ御座イマス跡テ出

テ來ル規則ハ皆是レカラ出テ参リマス、今迄米ヲ五十石ヤルト云

民財六ノ五八

タノテ賽ニシテ賽ヲ五十石上ケ様ト云フ、目的ハ目的物トシテ御
ヤリニナレハ宜シイ今迄目的トシテヤリマシタカラ殘ラヌテ目的
物トスルト、ヨリ良キテ御座イマス大豆ノ代リニ小豆ニシタ様ナ
モノテ御座イマス、第二ハ目的ハ米テアリマスカ今迄其米ヲ貸借
ノ契約テアツタノテ今度ハ寄托ノ契約ニスル、或ハ預ケテアツタ
米ヲ貸ソウト云フコトニシタノハ目的ハ一ツテモ、名義即チ原由
カ違テ参リマス、第三第四ハ唯人ガ變ツタ丈ケテヌ

(鶴田委員) 「代ハル」ト云フ字ヲ下ヘ付ケルカ上ヘ付ケルカ、

文章ノ語呂ハ變ルカ「代ヘ」トシタ方カ宜シイカ知レヌ

(栗塚報告委員) 「代ハリニ」ト申シテモ宜シイ

(松岡委員) 合意スルノタカラ「代ヘ」ノ方カ宜シイ

(栗塚報告委員) 「代ヘル」ト云フノカ合意ノ目的テハ分リマセ

ン「新目的物ニ代ハル處ノ」ト云フコトニナツテ居リマス

(清岡委員) 他ノ名義即チ原由テヌカ

(栗塚報告委員) 左様テヌ正名義即チ正原由ト云フコトハ占有ノ處ニ御座イマス、無名義即チ無原由ト云フノト同シテ御座イマス
(清岡委員) 之ハ更改カ出來タカ出來ナイカ分ケ難イ場合ガアリ
ハシナイカ

(栗塚報告委員) 貴君ノ米チ私カ百石預テ寄托ノ原由或ハ寄托ノ名義テ預テ居リマス私カ貴君ニ上ケナケレハナラヌ義務ガ御座イマス、其レカラ私カ其義務チ預テ居タ處カ今度私ニ米チ貸シテ下サラヌカト云フト契約テ私カ義務チ預タコトニナル、金チアレハ預金チ貸金トスレハ私ノ預ケ者ト云フ義務ハ變シテ借人ノ義務カ生シテ來ルノテ御座イマス、私カ死ンタニ就テ貴君ノ義務チ預フ然ルトキハ前債務者カ獨リ出來ル其レノミナラス貴君カ御死ニナサルト貴君ノ御子息サンカ舊債務者ニ代ハルト云フノテヌ

(編田委員) 宜シイ様テヌ

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第五百十二條朗讀ス

第五百十二條 若シ當事者カ或ハ期限若クハ條件或ハ物上若クハ對人ノ抵保ノ附加又ハ滅殺ニ因リ履行ノ場所ノ變更ニ因リ又ハ負擔シタル物ノ數量若クハ品質ノ變更ニ因リ單ニ義務チ改様シタルトキハ更改ナシ

商ヒ商券チ以テスル債務ノ完済ニ付テモ其商券ニ債務ノ原由チ指示シタルトキハ更改ナシ又前債務ノ追認證書ニ付テハ執行書式アルトキト雖トモ尙ホ更改ナシ

修正案 「條件」ノ下ニ「ノ附加又ハ滅殺ニ因リ」ノ十字チ挿入シ「履行」ノ上「或ハ」ノ二字チ挿入ス

(栗塚報告委員) 「條件」ノ下ニ「ノ附加又ハ減殺ニ因リ」ト云フ字ヲ入レマス之ヲ入レナイト混シ易クテ意味カ分リマセン又「履行」ノ上ニ「或」ヲ加ヘマス「負擔」ノ上ノ「又ハ」ヲ「或」ト改メマス

(鶴田委員) 二項ノ又前債務ノ追認證書ニ就テハ執行書式アルトキト雖トモト云フノハトウ云フコトカ又前債務者ト云フノハ何タロウ

(南部委員) 前ノ債務テス

(栗塚報告委員) 別ノコトテス、前ニ借りテ居タ物ヲ追認證書ヲ追認カラトテ義務ノ更改ガアツタカト云フト更改ハナイト云フノテ御座イマス

(鶴田委員) 執行書式ハ

(南部委員) 公證人ノ如キ場合テス

(委員長) 追認證書ハ

(栗塚報告委員) 後カラ先キノ負債ヲ確カメル爲メノ證書ヲ御座イマス

(南部委員) 以前ノ證書カ燒ケテ後ニ追認證書ヲ持ヘルノテ御座イマス、證據篇ニアリマス

(委員長) 「又ハ」カラ下ヲ分タ方カ能ク分ル

(栗塚報告委員) 商ヒ商券以下ハ旨意トシテ云フ處ハ形ヲ改メタカラトテ性質ガ變リハセヌゾヨト云フノテス、今迄ノ義務ハ書式カ整テ居ラヌカラ書式ヲ拵エテモ性質ガ變リハセヌゾヨト云フノテ、例トシテ此ニツ申シタノテ御座イマス、其一例トシテ註ニ云テアリマス、今迄借りテ居タノハ證文モナカツタ、然ルニ今度ハ商ヒ商券ヲ拂ヒマシヨウト云ヘハ爲換手形ヲ拂フコトニ義務カ變ツタ様ニ見ヘルカ、左様テナイ、唯書式ガ變ツタノミテ又追認

書モ公證人ガシテ確カニナツテ形チニ變テモ性質ガ變ラヌト云フ
コトヲ見セル爲メテス

(松岡委員) 商ヒ商券ト云フ字ハトウ云フ字テヌカ

(栗塚報告委員) 商券ト云フ字ニ商ヒト云フ字ヲ付ケマシタカラ
商フコトノ出來ル通券ト云フ意味ヲ御座イマス

(鶴田委員) 之ハ「證券」ノ間違テハナイカ

(栗塚報告委員) 證券ハ手形ト云フ場合テス

(委員長) 差圖式證券ト云フノタ

(栗塚報告委員) 差圖式證券ト爲換證券ト云フノテ御座イマス、
之ハ商法ノ字ト引合セテ拵エルテ御座イマシヨウカラ商ヒ商券ヲ
ハ唐ノ唐人テ分リマセンカラ翻譯ヘ相談致シマシヨウ

(村田委員) 條件ヲ作テヤツテモ更改ニハナラヌソヨト云フノタ

(清岡委員) 債務ノ完済ト云フト條件ヲ以テ債務ヲ拂テ仕舞フ様

ニ見ヘルカラ如何ナル場合ダト思フカ之ハ條件ヲ以テ債務ノ完済
ニ充テル

(栗塚報告委員) 爲換手形ニテ義務ヲ拂タトキテモ更改ハナイ

(清岡委員) 完済ニナツテ仕舞ヘハ更改モ何モ入ラヌ話シタ、ソ
レハ完済ト云フケレトモ紙ヲ以テ充テタノタカラ到底金千圓丈ケ
ハ拂ハナケレハナラヌ紙ヲ充テタニ就テ更改シタモノテナイト云
フコトヲ示ス爲メテアル完済ト云フト義務ヲ償却シテ仕舞ツタル
様ニナルケレトモ更改モセヌケレトモ條件ヲ以テ取消サレ、ハ何
時テモ拂ハナケレハナラヌ様ニナル

(栗塚報告委員) 左様テス債務者ノ原由ヲ指示シタルトキハト云
フノカ大切テ御座イマス、若シ指示シテナケレハ新義務ガ生シタ
カ知レマセン佛蘭西ノ例ニスレハ代價ヲ受取テ斯ク々々ノ金ヲ誰
某レニ拂フ爲換手形テモ約束手形テモ御承知ノ通り何日ニ栗塚省

吾カ何處ニ住ンテ居ル松岡某ニ金幾ラチ拂フタロウ、或ハ松岡ノ命令ニテ拂フタロウ、代價ハ受取リト後ニ書イテ御座イマス然ルトキハ金チ借リタト云フ意味ニナリマス其處ニ原由チ書イテ之ハ賣掛代金トシテ栗塚カ拂フト云ヘハ從來ノ負債トシテ假令ハ賣買ノ爲メトカ書イテアレハ古イ證文ニナル、其カ書イテナイト新規ノ證文ト見ル、債務ノ原由ガ書イテアレハ更改ト看做サヌゾヨ、其レカラ裏書チ以テ方々へ行クノテス

(松岡委員) 完済ニ充テタルモトハナラヌカ知ラヌ

(栗塚報告委員) 「商ヒ商券チ以テ債務ノ完済ニ充ルモ其商券ニ」トシテモ意味チ傷ウコトハアリマスマイ

(清岡委員) 左様サ

(栗塚報告委員) 左様致シマスト「追認證書ニ付テモ」ト云ハナケレハナリマセン

民財六ノ六二

(南部委員) 其レハ此儘チ宜カロウ

(委員長) 追認書ノミテハアルマイ、執行書式ガ付イテ居ルノタロウ

(鶴田委員) 無イノモアリマス

(委員長) 「付テハ」ト云フト是非ニツ無クテハナラヌ様ニ見ヘル

(南部委員) 執行書式ガアツテモト云フノテス

(委員長) 宜ケレハ先キへ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項「商ヒ商券」ノ文字ハ重複ニ付翻譯局ト相談ノ上改ムルコトトシ其他ハ報告委員ノ修正說ニ決ス

第五百十三條朗讀ス

第五百十三條 債權者ハ其舊債權及ヒ之チ擔保セル抵保チ少ナ

クトモ有價名義ニテ處分スルノ能力チ有スルトキニアラサレ
ハ更改チ承諾スルコトヲ得ス

右同一ノ規則ハ合意上、法律上又ハ裁判上ノ管理者及ヒ代理
人ニ之ヲ適用ス但代理ノ一般ナラサルトキニ限ル（第一千二百
七十二條）

（鶴田委員） 此能力ハ債權者ノ能力チスカ

（栗塚報告委員） 左様テス

（鶴田委員） 有價名義ト云ハナケレハナリマセンカ

（栗塚報告委員） 御承知ノ通り有價名義ノコトノ出來ル人ト無價
名義ノ出來ル人トアリマス、有價名義ナレハ少クモ其レ丈ケノ權
ガナケレハナリマセンカ無價名義ハヤリ切リテ御座イマスカラ重
クシナケレハナリマセン、實ノテハ有價名義ヲ處分スルト云フ意
味テス、翻譯チモ平易ノ語ヲ用フレハ能ク分リマス、是レ迄ノ使

ヒ來リカアツテ此通りテナケレハナラヌト云フコトテ御座イマス
實ハ「然カモ」ト云ヒ度イノテ御座イマスカ仕方カナイカラ「少
ナクトモ」ト云タノテ御座イマス

（委員長） 「然カモ」位ハ使ツテモ宜シカロウ

（松岡委員） 箇様ナ所ハ馬野ノ様ナ人ニ良イ語ヲ拵ヘテ貰ウト宜
イ

（清岡委員） 一般ナラサルトキニ限ルカ

（栗塚報告委員） 合意上テモ總理代人法律上テモ總理代人、裁判
所テモ總理代人ナレハ別テス

（清岡委員） 一般ノトキハ出來ナイト云フ裏ガ出マシヨウ

（栗塚報告委員） 左様テス

（南部委員） 一般ナラサルトキニ限り前條ノ規則ヲ適用スル

（清岡委員） 一般ノトキハ一般ノ通りト云フコトナレハ無論出來

ル

(栗塚報告委員) 左様テス

(清岡委員) 書方カ悪ルイ

(栗塚報告委員) 詰リ部理代人ニ適用スト云フノテ御座イマス

(清岡委員) ソウスルト總理代人ニハ適用カ出来ヌコトニ見ヘル

(栗塚報告委員) 「但代理ノ部理ナルトキニ限ル」ト云フノト同

シテ御座イマス

(松岡委員) 「但一般ノ代理ハ此限ニ在ラヌ」ト云フノダ

(鶴田委員) 代理ノコトハ別ニアルカラ致へ顔チ出サストモ宜シ

イノダ

(栗塚報告委員) 「但一般ノ代理ナラサルトキ」テモ宜シイ

(渡委員) 「一般ノ」ト云フコトハ必要チナイ、總理ト云フ意味

ニハ受取り難イ

(南部委員) 「總理」ト書イテモ總理大臣ト間違へルカラ

(栗塚報告委員) 是レカラ總理部理ハ止ンテ特別代理ト一般代理

ニナラウト思ヒマス

(清岡委員) 上ノ方テハ承諾スルコトヲ得ン、其レハ誰カ得タカ

ト云フト代理人カ得ヌノテアル、而シテ但ト云フ字チ於テ一般ノ代理ハ此限りテナイト云フコトニナツテ居ル

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百十四條朗讀ス

第五百十四條 更改スルノ意思ハ債權者ノ方ニ在テハ推定セラ

レス其意思ハ明カニ證書又ハ狀況ヨリ生スルコトヲ要ス(第

千二百七十三條)

然レトモ若シ同一ノ當事者ノ間ニ更改アルヤ又ハ二個ノ義務

ノ俱存アルヤノ疑アルトキハ其疑ハ第三百八十條ニ從ヒ債務者ノ利益ニテ更改ノ意義ニ解釋セラル

(栗塚報告委員) 之ハ三百八條ノ解釋法ニ出テ居リマス通りテ御座イマス、義務者ノ益ニナル様ニ解釋シテヤルト云フ原則テ御座イマス

(鶴田委員) 之ハ書付ノナイ場合チ云タノタ

(南部委員) 書付カアツテモ義務カニタ通り立テ居ルカ知レヌ其場合モ書イタノテス

(鶴田委員) 詰リ債務者ノ方テ推定スルト云フノダ

(南部委員) 併シ證書ニ書イテナケレハイケナイ

(鶴田委員) 然レトモ以下ハ債務者ノ意テ推定スル

(南部委員) 證據ハ更改カアツタコトカ明カニ證書ニナケレハナラヌト云フノテ御座イマスカラ詰リ債權者ノ利益ニナル

(鶴田委員) 意思ハ債權者ノ方テハ推定セラレヌト云テアル、其意思ハ上ノ意思トハ違ウカ

(栗塚報告委員) 同ジデ御座イマス債權者ノ方ニ在テハ推定セラレヌ、明カニ證書又ハ狀況ヨリ生スルコトヲ要ステ御座イマス

(清岡委員) 債務者テモ債權者テモ宜カロウ

(松岡委員) 債務者ハ二項ニ在リマス

(鶴田委員) 「債權者ノ意思ハ證書又ハ狀況ヨリ生スルヲ要ス」ト云フコトタ

(村田委員) 債權者ノ方テハ二ツト義務カ成立テ居ルト云フ、債務者ノ方テハ否私ノ方ハ義務カ更改シテ仕舞タト云フ其トキ裁判所テ債權者ノ意思ハ推量シテヤラヌソヨ債權者ノ方カラ證文チ以テ來イト云フノタロウ

(南部委員) 債權者カラ證文チ以テ來ルコトハナイ

(松岡委員) 債權者ハ押ヘラレタモノカ、助ケラレタモノカ

(村田委員) 助ケラレタ者ダ

(南部委員) 更改ノ證明ナキトキハ如何ナルカト云フニ兩方ノ義

務カ成立タモノト見ルト云フノテス

(村田委員) 其レハソウテス

(鶴田委員) 詰リ債權者ノ方ニ在テハ推定セラレヌト原文ニ書イ

テアリマス

(栗塚報告委員) ソウ書イテアリマス

(松岡委員) 法律カ推定セヌト云フコトニナルノタ

(栗塚報告委員) 佛蘭西テハ債權者ノ方ト云フコトハナイ、更改

スル意思ハ推定スルモノテナイ

(清岡委員) 債權者ト云フ字ヲ入レタルオカシイ

(南部委員) 畢竟債權者ノ前ノ權利ヲ棄ルノタカラ債權者ニ向テ

ハ推定シナイ、一項ハ當事者ガ變タノテ當事者カ同一ナノテス

(鶴田委員) 村田サンノ様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 書イタ通りニ御讀ミナサレハ宜シイノテス

(南部委員) 村田サンカ債權者テ村田サンカ更改スルニハ意思カ

アルト云フノハ村田サンノ上テハ法律カ推定セヌ

(松岡委員) 早ク云フト權利者カ推定テ權利ヲ改正セラル、コト

ハナイ

(尾崎委員) 債權者カ虐メラレルノテハナイ

(栗塚報告委員) 權利者ニ向テニツハナイ

(委員長) 更改ハ義務者カラ云フノト思フ

(栗塚報告委員) 更改ハ債權者ノ不利益ト云テモ宜シイ、汝ハ初

メ米ヲ十石送ルト云テ又麥ヲ十石送ルト云タテハナイカ、左様テ

ハナイ、米ヲ十石ヤルト云タノタト云ヘルト云フコトテ御座イマ

ス

(松岡委員) 「推定セス」トシ様

(栗塚報告委員) 「其意思ハ」ヲ御刪リニナルカ宜シイ

(渡委員) 其レカ宜シイ

(尾崎委員) 其レカ良イ

(栗塚報告委員) 第二項ノ適用ノアル場合ハ決シテアル筈ハナイ

報告委員テハ無論ナイト思ヒマシタカ差支ナイカラ置キマシタ

(鶴田委員) 更改アルヤ否ヤノ疑ガアルダロウ

(尾崎委員) 誠ニ疑ハシキトキカアルモノテス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第一項其「意思」ヲ刪除ス

第五百十五條朗讀ス

日本學術振興會

民財六ノ六七

第五百十五條 舊義務カ或ハ停止或ハ解除ノ條件付ナリシトキ

ハ更改ハ同一ノ條件ニ罹ルモノト推定セララル

若シ又新義務カ條件付ナルトキハ更改ハ停止ノ條件カ成就シ

又ハ解除ノ條件カ缺ケタルトキニアラサレハ成ラス

右何レノ場合ニ於テモ當事者カ單純ナル更改ヲ爲サント欲シ

タルノ證アルトキハ此限ニ在ラス

(松岡委員) 二項ヲ刪テハ如何ダロウ

(南部委員) 二項ハ新義務カ條件付テ、舊義務ノナカツタトキテ

ス

(松岡委員) 即チ條件付ノ契約カ條件付ニナラナケレハ受ケヌソ

ヨト云フノタロウ

(栗塚報告委員) 條件カ成就スレハ有效ニナルカラ有效ニナツタ

トキ更改シタト云ヘル

日本學術振興會

(鶴田委員) 更改ガナクテモ同シコトニナル

(南部委員) 新義務ニ條件カ付テ居リマスカチ其義務カ成就セヌトキハ更改ハ生シマセン

(村田委員) 二項ハ元トノ義務ニ歸ツテ仕舞フノタロウト思フ

(栗塚報告委員) 元トノ義務丈ケ残ツテ居ル

(南部委員) 舊義務ノ消滅スルコトハナクナル

(栗塚報告委員) 米ヲ十石上ケマシヨウト云ヒ其後ニナリ今度麥カ來ルカモ知レマセンカラ麥チ上ケマシヨウト云フ其トキ麥カ來ナケレハ矢張り米チ上ケナケレハナリマセン其レ故ニ麥ノコトハ消滅シテ仕舞フ

(南部委員) 更改カ成ラヌカラ元トヘ歸ル

(松岡委員) 擇一ダカラソウナルカ、米ナラ米チ賣テ、今度其レチ改メテ何ニテモアツタナラハ解除スルトカ停止スルトカ

(南部委員) 其レハ三項ノ場合テ、單純ナル更改ナレハ其レテ宜シイ、一ノ米チ期限ガアツテ期限チ更改シテ未必條件ノトキハ三項チ適用スル

(松岡委員) 第二項ハ米ハ米テ定ツテ居ルケレトモ、今度米ノ代リニ麥チ上ケルト云フ、二ツ以上ノ條件付ト云フコトハ定マラヌ

(栗塚報告委員) 新義務ハ條件ガ付イテ居ル

(松岡委員) 條件付ト云フト
(栗塚報告委員) 條件ハ解除ト停止ト二ツアル、解除ノ條件カ缺ケタト云フノハ今迄米チ十石上ケル約束チシテ今度ハ麥チ十石上ケル、其レチ停止ノ條件テヤツタカ其停止ノ條件カ成就シナケレハ更改カナツタノテ、解除ノ條件カ到着スレハ更改ガアルソヨ、前ノ米チヤルニ及ハヌ、麥ダケ上ケレハ宜シイ

(松岡委員) 前ノ米ト云フコトカトウシテ殘ルダロウ

(南部委員) 末項ヲ見レハ直クニ分ル、末項ハ取除ケノ場合テ唯
更改チシタハカリタカラ此限ニ在ラスダ

(尾崎委員) 講義ニ舊義務ハ原因ナキヲ以テ無功トナルヘシトア
リマス

(栗塚報告委員) 元來三項カ出ル筈ハナイモノテス學者風ニ論シ
テ行テハ抵觸シテ居ル併シナカラ單純ニ論スレハ一項ト二項ハ當
リ前テアルケレトモ其レテハ實際當事者カ箇様ナ約束チセスシテ
單純ノ契約チシ様ト云フモノカアルカ知レヌカラ純粹ニハ論シサ
セヌゾヨ、前二項チ適用セヌソヨト云フノテ御座イマス、第一項
カ一番良イ例テス舊義務ノ條件カ付イテ居タトキハ新義務ハ條件
カ付イタモノト看做スゾヨト云フノテ御座イマス然ルトキハ舊義
務ノ條件ノ成就シタルトキハ殊ニ寄ルト無クナル場合カアル、然
ルトキハ更改モ何モナイ空ナモノニナル、次ノ項テモ條件カ成就

シナイト何モ無クナルカラ更改トハ云ヘヌ、一項二項共ニ更改ハ
ナイ、併シナカラ更改カアルト云フ積リテ當事者カヤツタトキハ
裁判所テ取上ケルゾヨ

(松岡委員) 實例チ舉レハ舊義務カ通シテアツタ其レハ新義務ハ
單純ニシテモ是非未必ニシナケレハナラヌト云フノハ如何ナルコ
トタロウ、前ニ賣テ置タノカ若シ如何シタナレハ米チ上ケマシヨ
ウ

(栗塚報告委員) 舊義務カ條件付テアツタトキ消ヘルコトカアル
消ヘタトキニハ何モ消ス物ガナイテハナイカ、元來更改ハ新タナ
ル義務チ以テ舊義務チ變スル、處カ舊義務カ一ツアツテ新義務ガ
一ツアツテ更改カ出來ルケレトモ條件付テ消ヘルコトカアル、故
ニ更改トハ云ヘヌ、二項ノ方テモ舊義務ハアツタカ新義務ハアル
コトモ無イコトモアル、新義務カ條件付テナイ場合ガアルニモ拘

ハラス當事者カ單純ニシ様ト云タトキハ條件付テ居ナカラ更改シ
様ト云フ意思ノトキハ更改シテ宜シイ、今迄私カ貴君ニ借リテ居
タ義務ハ條件付テ今度更ニ負フタ義務ハ單純ナトキハ、初メノハ
消ヘテモ構ハヌ、消ヘル消ヘヌニ拘ハラヌ新義務ヲ負フゾヨト云
フコトヲ約束スルコトカ出來ル、理論一片テ論スレハ合ハヌケレ
トモ双方ニ於テ反對ヲ約スルハ自由ダ

(栗塚報告委員) 第二項ハ初メニ米ヲ十石上ケ様ト云フ今迄石數
カ定ツテ居ラヌカラ特定物トハ申セヌ、私ハ米ヲ渡スノ義務丈ケ
外ナイ、其義務ヲ麥ヲ引渡スト云フ義務ニ代ヘ様ト思フ、處カ麥
ノ方ニハ、仙臺カラ麥カ來マシタナレハト云フ條件ヲ付ケマシタ
其條件ハ停止ノ條件ヲス然ル處若シ其レカ條件付テナケレハ舊義
務ハ消ヘテ仕舞フノテスカ條件カアレハ更改ハ成立タヌソヨト云
フ意味ヲス其レカ第二項ヲス、又第三項ニ至テハソウハ云フモノ

民財六ノ七〇

、單純ナル更改ヲシ様ト云フ意思ノアツタトキハ消ルゾヨ麥ノ條
件カ到着セサリシ爲メニ昔ノ義務モ消ヘ麥ノ義務モ消ヘル

(松岡委員) 其レハ眞ノ更改ト思フ

(尾崎委員) 第三項ハ新義務ハ成立ツケレトモ現在十石ノ米ヲ上
ケ様ト云フノヲ麥ヲ十石上ケ様ト云フ

(松岡委員) 其様ナ馬鹿ナ契約ヲスル者ガアルモノカ

(尾崎委員) 無イ筈ダケレトモ麥カ來ナケレハ米モ何モ皆棄テ仕
舞フ意思テハナカツタト裁判官ガ見ルトキハ二項ヲ用ヒテ宜シイ

(松岡委員) 用ヒテ宜シイテハナイ、其レカ當リ前タ米ヲ麥ニ操
リ換ヘルノハ物ノ順序カ違ウ

(南部委員) 更改ト云フモノハ新義務ヲ以テ舊義務ニ置キ換ヘル

(栗塚報告委員) 消ヘルト云フノカ當リ前タカ其レテモト云ヘハ

裁判所テ採上ケテヤルト云フノテス

(松岡委員) 換ヘルト云フトキニ米十石トスルモノヲ麥チ十石ニ換ヘル者カアルカ知レヌ

(栗塚報告委員) 證據カ不確カナルモノヲ確カナルモノニ換ヘル又第二項ハ確カナルモノヲ不確カナルモノニ換ヘタノテヌ、初ノ義務カ條件付テ後ノ義務カ條件ノ付カサル判然シタルモノ、其レカラ初メ確カナル義務テアツタノヲ不確カニシタノハ更改カアルカト云フニ未必條件ノ到着スル以上ハ更改ハナイ筈ノモノタ、併シナカラ其當時者ノ意思ガ更改シ様ト云フモノナレハ更改アリト看做スゾヨ

(清岡委員) 初項ハ

(栗塚報告委員) 舊義務カ不確カテアツテ新義務カ確カテアツタト云フノテ御座イマス故ニ條件ノ到着シタトキハ更改カ成立タヌト云フノカ當リ前ダケレトモ其レハ理窟カラ成ラヌト云フノテ、

理窟ニ適ハサルコトテモ當事者カ結フカ知レヌカラ、其レハ許スト云フノカ三項ヲ御座イマス

(鶴田委員) 右何レノ場合ト云フハ前ノ二項ヲ指ヌノテ御座イマスカ

(栗塚報告委員) 左様テヌ

(南部委員) 隨分微妙ナモノタ

(松岡委員) 之ハ空論タ、事實頓馬カ何カテナケレハシナイタロウ

(委員長) 分レハ先キへ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百十六條朗讀ス

第五百十六條 若シ舊義務カ初ヨリ適法ニ成立セス又ハ法律ノ定ムル原由ノ一ニ因リ消滅シ若クハ取消サレタルトキハ更改

ハ無効ニシテ新義務ハ生成セス

又新義務カ成立及ヒ有効ニ付テノ適法ノ條件ヲ併有セサルトキハ舊義務ハ存立ス

右何レノ場合ニ於テモ當事者カ法定ノ義務ヲ天然ノ義務ニ又ハ天然ノ義務ヲ法定ノ義務ニ換ヘント欲シタルノ證アルトキハ此限ニ在ラス

修正案 第二項左ノ如ク修正ス

右何レノ場合ニ於テモ當事者カ天然義務ノ義務ヲ法定ノ義務ニ又ハ法定ノ義務ヲ天然ノ義務ニ換ヘント欲シタルノ證アルトキハ此限ニ在ラス

(栗塚報告委員) 「取消サル、」ハ「取消サレタル」トナリマス之ハ翻譯ノ修正テ御座イマス、第一項中「又」カラ以下ハ別項ニナリマス之ハ寫字ノ誤リテ御座イマス第二項ハ修正致シマシタ、

民財六ノ七二

之テ前二項ヲ現ハシテ來タノカ始メテ分ルノテ御座イマス、舊義務カ初メカラ適法ニ成立テ居ラヌノハ天然テ御座イマス、併シナカラ天然ノ義務ヲ法定ノ義務ニ換ヘ様ト云フトキハ別ダゾヨ、二項ハ新義務カ天然ノ義務ヲ舊義務ガ法定ノトキハト云フ意味ガ見ヘマス、故ニ普通ノ義務ヲ天然ノ義務ニ換ヘント欲シタルトキハ此限ニ在ラスト云フノテ御座イマス

(松岡委員) 成立セスト云フノハ元トカラ成立タヌノタロウ

(南部委員) ソウテス

(松岡委員) 消滅ト取消サレタルハ如何ナルコトカ

(栗塚報告委員) 消ヘ又ハ人ガ消シタルト云フノテ御座イマス

(松岡委員) 消ヘルト云フノハ成立タヌト云フノト違テ取消シ得

ヘキモノテスカ

(栗塚報告委員) 左様テス

(松岡委員) 消ヘルト云フノハ自然ニ消ヘルモノカアリマシヨウ
カ

(栗塚報告委員) 同シコトテス、決シテ成立セスト同シテハナイ
カト云フ疑ヒナレハ

(松岡委員) 成立セスト云フノハ成立ガ出来ヌノテ、缺ケタリト
云フノハ人ガ取消サレハ生キテ居ルト云フ積リテハナイカ

(南部委員) 三ツアルノテス、成立セスト云フノト取消シ得ヘキ
モノト瑕疵ヲ與ヘタモノト三ツアリマス

(松岡委員) 取消シ得ヘキモノチ更改シテ見付ケタトキニ更ニ行
クト云フノタロウカ

(栗塚報告委員) 消滅ト取消ト如何ナル違イカアルカ法律ニ定メ
タル原由ノ一テ消滅シタルノト二ツアルカト云フノテ御座イマシ
ヨウカ、二ツハアリマセン

(松岡委員) 消滅スヘキモノハ

(村田委員) 錯誤チヤツタノハ取消サレルテシヨウ

(栗塚報告委員) 天然義務チ法定ノ義務ニ換ヘ様トシタ證據ノア
ツタトキハ此限ニ在ラスト云フ處チ説明カシテ見レハ分リマス、
元來更改ハナイト見ルト天然義務チ法定義務ニ更改シ様ト思ヘハ
出来ル

(松岡委員) 瑕疵ノアツタモノハ法律ガ取消スノテナイ、取消ニ
行ケレハ取消ノ條件ニナルト云フノタロウ

(栗塚報告委員) ソウテス、消滅ト取消ハ同シテス

(渡委員) 消滅ト取消ハ法ノ力テスレハ同シコトニナル唯二ツノ
性質ガ出来テ来ルカラ「消滅即チ」タロウ

(松岡委員) 「消滅即チ」ナラ未ダ分ル

(栗塚報告委員) 取消セルモノテアツタラハ取消ス

(村田委員) 五百五十六條ニ書分ケテアル様ダ

(南部委員) アレハ取消ス方テス

(栗塚報告委員) 混同相殺ハ取消テ御座イマス私ガ貴君ニ金ヲ貸シテ貴君カラ金ヲ借リテ居タトキハ相殺シテ消滅ニナル

(渡委員) 混同ハ消滅ト云ヘルカ

(栗塚報告委員) 左様テス義務カ法律ニ定メタル理由ノ一ニ依リ消滅スルノハ混同ハ消滅テ取消スノテナイ、元來執行シ能ハサルノモ義務ハ消滅シマス五百六十一條ニ在リマス、相殺、混同、法ノ執行ト三ツニ見テ下サイ

(松岡委員) 新義務ガ生セヌト云フト義務ノ不履行ナトハ權限ガ消ヘルノタ

(清岡委員) 修正ハ具合ガ悪ルイト思フ

(栗塚報告委員) 之ヲ順ニセヌト前ト引合セテ見ルコトハ出來マ

民財六ノ七四

セン、舊義務ガ取消スヘキモノテアツタラ成立タナカウタモノテアルトキハ

(清岡委員) 天然ノ義務ニスレハ格別タ、新規ハ成立タヌト云フト天然テ成立テハ此限ニ在ラス

(栗塚報告委員) 前ノ義務ハ

(清岡委員) 法律上テハ新義務ハ成立タヌ併シ法定ノ義務ヲ天然ノ義務ニ換ヘント欲スル證ガアレバ格別テアルト云フカラ前項ハ法定ノ義務ヲ天然ノ義務ト云タ方ガ宜シイ、下ノ方モ新義務ガ併有セサルトキハ舊義務ハ存シテ新義務ガ消ヘル、併シ天然ノ義務ヲ法定ノ義務ニ換ヘントスルトキハ新義務ハ天然ノ義務ニ換ヘルカラ宜シイト云フコトニナルカラ前譯ガ宜シイ

(栗塚報告委員) 適法ニ成立セヌト云フノハ私ガ十二オノトキニ貴君カラ金千圓拜借シマシタカラ私ニ返済ノ義務ハナイ、其レカ

ラ今日更ニ栗塚ガ貴君ニ御返ヘシ申サナケレハナラヌ金ガアツタ
カラハ十二オノトキニ借リタノハ天然ノ義務テス、適法ニ成立セ
ヌノテ御座イマスカラ天然ノ義務テ御座イマス併シ心テ御返ヘシ
申サナケレハナラヌカラ其義務ヲ法定ノ義務ニ換ヘ様ト云ヘハ別
テアル、又法定ノ義務ヲ立派ナ義務テハアルケレトモ新義務ガ錯
誤テアツタカ元ト貴君ニ借リタ舊義務ハ全イ物テアツタ、天然義
務ニ普通ノ義務ヲ換ヘ様ト云フトキ又之ニ反シテトアリマスカラ
舊義務ハ立派ニ廿一歳以上テ借リマシタ處ガ私ガ貴君ニ又新義務
ヲ負フタノハ舊義務ヲ消ソウト思テ負フタ處カ新義務ニ錯誤ガア
ツタラ取消スコトカ出來ル、其レヲ取消サヌニ貴君ノ御用捨テ栗
塚ガ天然ノ義務トシテ盡スナレハ許シテヤルト云フノテ御座イマ
ス、元トノ義務カ立派ニ成立シテ居リマスカラ請求ナサレハ權ガ
アリマスガ新義務ガ錯誤テ私ガ取消スコトカ出來テモ更改ハ爲サ

民財六ノ七五

ヌガ承諾ハ出來ル

(鶴田委員) 間違イノ儘チ天然ノ義務トシテ承諾スルコトカ出來
ルカ

(栗塚報告委員) 左様テヌ矢張り理窟詰テシヨウ

(清岡委員) 其成立ハ天然ノコトチ云フノテハナイカ

(栗塚報告委員) 新義務ノ成立及ヒ有效ニ付テ適法ノ條件ガ缺ケ
テ居レハ新義務ガ無効ニナロウトモ舊義務ハ存シテ居ル

(委員長) 舊義務ガ適法ニ成立セヌト云フノト同シタロウ

(栗塚報告委員) 同ジデ御座イマス

(清岡委員) 元來新義務ハ成就シマセン法律ノ原由ニ依テ消ヘテ
仕舞フ、併シ總テ新義務ガ成立チハセヌカト云フト左様テハナイ
天然ノ義務ニ換ヘレハ成立タセル、下ノ方テモ「又」以下ノ所ハ
新義務ガ消ヘル、併シ當事者ノ都合ニ因テ天然ノ義務ヲ法定ノ義

務ノ様ニシテ新義務ヲ消サヌニヤレハ此限ニ在ラヌトナルカラ元
トノ通りテ宜シイ

(栗塚報告委員) 貴君ノ云フ様ニシテモ私ノ云フ様ニシテモ分ル
ト思ヒマス

(松岡委員) 之ハ何レノ場合ニ於テモト云フノタカラ一ノコトニ
就テ天然ヲ法定ニ、法定ヲ天然ニト何レカラ云フテモ同シコトタ
ロウ

(渡委員) 何レニシテ同シコトタ

(栗塚報告委員) 改メヌトモ一項二項ヲ離シテ讀メルテハナイカ
ト清岡サンカ仰シヤルカ成程讀ノマス

(鶴田委員) 前ハ讀メルガ後ハ讀メナイ

(渡委員) 酒ヲ茶ニ換ヘ、茶ヲ酒ニ換ヘト云フノタカラ何レニシ
テモ同ジタ

(南部委員) 註ヲ見ルト此通りニシナケレハナリマセン

(栗塚報告委員) 又原文モ此通りテ御座イマスカラ

(清岡委員) 天然ノ義務ヲ法定ノ義務ニシテ成立タセルノハ前項
ニ合ハヌト思フ

(栗塚報告委員) 天然ノ義務ヲ法定ノ義務ニ換ヘント欲スルトキ
ハ新義務ガ成立ツゾヨト云フノテ御座イマス

(清岡委員) 別段契約スレハ格別ダケレトモ

(南部委員) 又カラ下ハ

(清岡委員) 「又ハ天然ノ義務ヲ法定ノ」トスレハ宜シイ

(南部委員) 註ヲ見レハ箇様ニ書カナケレハナラナイ

(委員長) 何シロ本文カ前ノト違ツテ居ルカラ何レカラ讀ンテモ

同シコトナス之ハ修正ニ決シテ食事ニ致シマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

于時午後零時十分休憩

午後第一時十分開議

(委員長) ヤリマシヨウ

第五百十七條朗讀ス

第五百十七條 舊義務ヲ更改スル爲メ異議ナク又異議ヲ保留セ
スシテ有效ニ新義務ヲ契約シタル債務者ハ舊義務ニ對シテ存
シ且己レノ知りタリシ無効ノ方法ヲ債權者ニ對抗スルコトヲ
得ス

若シ債務者カ次條ニ從ヒ舊債權者ノ囑託ニ因リ新債權者ニ對
シテ義務ヲ約シタルトキモ亦同シ(伊民第千二百七十八條)

(稟報報告委員) 「保留」ハ「留保」トナリマス

(清岡委員) 前條ノ場合ト見テ違イマスカ

(稟報報告委員) 併シ義務ヲ約束シタ人ガ舊義務ニ瑕疵カアツタ
ト云テモ新義務ヲ立派ニ約束シタ者ハ自分カ知テ居タトキハ後ニ

ナツテ舊義務ニ簡様ナコトカアツタトハ云ヘナイト云フコトテ御座イマス

(清岡委員) 無効ノ分ハ此内ニ入テ居ルト思フ

(松岡委員) 裏カラ云フト知テスレハ無効ガアツテモイケナイト

云フノタ

(南部委員) 知リタラハ承知シテ更改シタルモノトスル

(松岡委員) 向ケ付ケルコトハ出来ヌ

(南部委員) 少シノ違イタカラ前ノハ取消サレタルトキハイケナ

イ、又取消サスシテ取消サルヘキタ

(清岡委員) 取消スコトモ出来ヌ様ニ見ヘル

(栗塚報告委員) 後チテハ取消スコトハ出来ナイ

(渡委員) 此處テハ最早チ云ヒマセンカ

(松岡委員) 最早チ云ハストモ能ク分ル

民財六ノ七八

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百十八條朗讀ス

第五百十八條 債務者ノ變更ニ因レル更改ハ或ハ舊債務者ヨリ

新債務者ニ爲ス囑託即チ代理ニ因リ或ハ舊債務者ノ承諾ナク

シテ新債務者ノ隨意ノ參與ニ因リ行ハル(第一千二百七十四條)

囑託ハ完全ナリ又ハ不完全ナリ

第三者ノ隨意ノ參與ハ下ニ記載スル如ク除約又ハ單純ナル補

約チ成ス

(栗塚報告委員) 今度ハ人ノ變ツタノテス、五百十一條テ一、二、

三、四トアツテ今度ハ第三ノ場合テス

(南部委員) 二項ハ完全ナルアリ又ハ不完全ナルアリト云フ意味

テス

(清岡委員) 其通りニ改メ様テハナイカ

(委員長) 何レ正シマシヨウ

(橋田委員) 參與ハ參同ト違イマスカ

(南部委員) 違イマス

(栗塚報告委員) 之ハ參加ト云フ方ガ宜イカ知レマセン、之ハ私
ダケデ聞イテ見マシヨウ

(橋田委員) 之ハ新債務者ガ隨意ニ債權者ト相談テ行ハレルト云
フノタロウカ

(南部委員) ソウテス十九條ニアリマス

(松岡委員) 事務管理ト代理ノ代位ニナレルノタナ

(委員長) 先キへ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

第二項「完全ナリ又ハ不完全ナリ」ヲ「完全ナルアリ又ハ

不完全ナルアリ」ト改ム

第五百十九條朗讀ス

第五百十九條 囑託ハ債權者カ明カニ舊債務者ヲ免除スルノ意

思テ表シタルトキニアラサレハ完全ナラスシテ且更改ハ行ハ

レス此意思ノ缺無ニ於テハ囑託ハ不完全ニシテ且二人ノ債務

者ハ連滯ニテ訴追セラル、コトヲ得(第一千二百七十五條)

第三者ノ隨意ノ參與ノ場合ニ於テ若シ債權者カ舊債務者ヲ免

除シタルトキハ除約ニ因レル更改アリ右ト反對ノ場合ニ於テ

ハ單純ナル補約アリテ債權者ハ全部ニ付キ第二ノ債務者ヲ得

然レトモ其債務者ハ連滯ノ義務ナシ

(栗塚報告委員) 之ハ前條ノ説明シテ御座イマス

(清岡委員) 更改ガ行ハレスシテ債務者ガ訴追セラルノハ可笑イ

(南部委員) ソウ云フモノカアレハ更改ガ行ハレヌカラ義務者ガ

二人出來ル、若シ行ハレ、ハ舊義務ガ免除サレル

(松岡委員) 完全ノ更改ナシト云フ丈ケダ

(栗塚報告委員) 更改ガ一切ナイト云フ處丈ケガ不完全ナノテス
若シアツタラハ二人ノ義務者ノ生シ様ハナイ

(松岡委員) 少シハアル

(栗塚報告委員) 更改ハナイケレトモ義務者ニナリタケレハ入レ
テヤル

(清岡委員) 佛蘭西ニハ訴追セラル、コトカアリマスカ

(南部委員) 其レハアリマセン、學者ノ説ダ

(栗塚報告委員) 更改ガナイト云フ處カラテス

(鶴田委員) 先方同士ハ承知シテ居ルノタカラ

(南部委員) 債權者ガ明カニ債務者ヲ免除スルノ意ヲ表シタルト
キテナケレハ行ハレヌ、舊債務者ハ免除セヌゾヨト云フノテス

(尾崎委員) 舊債務者ハ免除シテ宜カロウ

(清岡委員) 意思ガ缺無ダカラ更改ヲ申出テモ債權者カ取合ハヌ

(栗塚報告委員) 囑托シタト云テモ怪マヌト云フノテス

(清岡委員) 更改チスル爲ノニ舊債務者ニ新債務者ガ云テ來テ其
レチ連帶テ訴追セラル、ト云フノハ分ラヌ

(鶴田委員) 債權者ニハ都合ノ好イ法律ダ

(尾崎委員) 私ガ引受ケテ義務ヲ行ヒマシヨウト云フトキ私ガ南
部サンニ代ツテ拂ヒマシヨウト云テ松岡サンニ拂ツタ處ガ、其レ
ハ拂ヒナサイ、併シ南部サンハ松岡サンニ借リノアルノテ謙忌ガ
ツテ居ルカラ南部サンノ代ハリニ拂ヒマシヨウト云フト南部サン
ノ義務ヲ免カレサセルコトカ出來ヌ、其トキ私ハ知りマセント云
ヘハ云ヘル權利カアル、其レテハ南部サンニモ御係リナサイ、私
モ拂ヒマスカラト云タ場合テスカラ宜カロウ

(編田委員) 連帶義務ガナイカラ舊債務者ガ拂ヘナイトキ新債務者ニ係レル様ナモノタ

(南部委員) ソウテス

(清岡委員) 補約ノ約ノ字ハ新約ノ方チ指シマスカ

(栗塚報告委員) 初メノ約束カラ人チ免カレシムル新約チ生シ新約ニ入レル

(委員長) 後ノ人間ガ入ツテ來テ契約チ助ケルト云フノタ

(栗塚報告委員) 第一ノ場合テハ新約ハ最初ノ約束チ引離シ、第

二ノ場合テハ新約ハ自分ガ新約ニ結ヒ付クト云フノテ御座イマス

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百二十條朗讀ス

第五百二十條 完全ノ囑託及ヒ除約ノ場合ニ於テ若シ新債務者

カ債務チ辨價スルコトチ得サルトキハ債權者ハ新債務者カ囑託又ハ除約ノ當時ニ於テ既ニ無責力ニシテ債權者之チ知ラサリシトキニアラサレハ舊債權者ニ對シ擔保ノ求債權チ有セス但此擔保チ廣メ又ハ狹ハムルコトチ得ル特別ノ合意チ妨ケス (第一千二百七十六條)

(栗塚報告委員) 舊債務者チ切角除イテヤツテモ新債務者カ拂ハヌトキハ舊債務者ニ求債權チ生ステ御座イマス

(鶴田委員) 代リハ代ツタガ勝手次第ノコトダ

(栗塚報告委員) 其トキハ除約シテモ行クゾヨト云フノテ御座イマス

(松岡委員) 除約チ許シタトキハ舊ノ人ニハ係レヌ去リナカラト云フノタ

(栗塚報告委員) 一体求債權チ許スト云フノハ無理ナ話シダ併シ

シナカツタトキハ求償相ガアルゾヨト云フノテ御座イマスカラ、
知ラサルノトキニアラサレバガ意味カアリマス

(松岡委員) 無資力ニシテト云フノハ分産トカ破産トカシテ置ケ
ハ宜シイノタ、箇様ニシテ置クト争ヒノ元トニナル

(鶴田委員) 此様ニ債權者ヲ保護セストモ宜カロウ

(清岡委員) 日本テハ金ノ無イノテ無資力ト云フガ家資ノ分産ト
カ破産チシタトカ云フノタロウ

(栗塚報告委員) 之ハ金ノナイノテ指シテ居ルノテス

(清岡委員) 其レハ分解ガ立タヌ

(委員長) 「新債務者ガ之ヲ當時ニ於テ新債務者ハ既ニ」トスレ
ハ債務者ノ方カラ云フ様ナ嫌ヒガナクナルダロウ

(南部委員) 處ガ之ハ債務者カラ囑托スルノテス

(委員長) 舊債務者ガ囑托スルノタ

民財六ノ八二

(栗塚報告委員) 左様テス、「債權ハ囑托ノ當時ニ於テ新債務者
カ既ニ無資力タリシコトヲ知ラサリシトキニ非サレハ」ト致シマ
シヨウ

(委員長) 修正致シマシヨウ

(栗塚報告委員) 一体商業上テハ家資分産チシテモ必ラスシモ無
資力テナイコトモアル、資力ガアツテモ分産チヌルコトガアル家
資分産ト無資力トハ別段ト云フノカ商法テ御座イマス辨濟スルコ
トヲ止メタトキガ無資力カト云フト左様テハナイ、金ガアツテモ
戸ヲ閉ルコトガアル故ニ殊更ニ「ボアソナード」ガ商人ガ戸ヲ閉
シタトキトモ云ハス平人ガ戸ヲ閉シタトキトモ云ハス金ガ無クナ
ツタトキト云フ説明シテ御座イマス、佛蘭西テハ家資分産破産ト
云フ處ニ無資力ト書クノハ其意味テス佛蘭西ノ學者ノ家資分産ト
云フハ其レヨリ狭クシテ金ノ無クナツタト云フ字ヲ用ヒタ方ガ宜

シート云フコトハ何ンテモ使テ居ル様テス

(清岡委員) 一方ハ金ガナクナツタト云フ、一方ハ有ルト云フ

(栗塚報告委員) 其證據ハ家資分産トカ破産トカニナリマス

(清岡委員) 證據立テルトキハ現ニ家資産^カチシテ居タテハナイカ

ト云フコトガナケレハ債權者ガ金ガアツタト云テモ仕方ガナイ

(栗塚報告委員) 證據ニハナリマシヨウカ此處テハ其コトチ申シ

テ居リマセン多クハ無資力ニナツタトキニ戸チ閉スカラ無資力ト

云フカ、無資力トハ違イ、何テ證據立ルカト云フト拂チ止メルト

カ身代限トカチ證據立ルテアリマシヨウ

(清岡委員) 百圓ノ金ガアルカラ無資力トハ云ヘヌ併シ一万圓ノ

請求ノ處ダカラ百圓ヤ二百圓テハ足りナイカラ其トキハ無資力ニ

ナル

(松岡委員) 矢張り無資力ニナル無資力ハ分産チ既ニシ様ト云フ

場合テナケレハ證據ノ立テ様ガナイ

(委員長) 宜ケレハ先キヘ行キマシヨウ

本條ハ左ノ如ク決ス

完全ノ囑託及ヒ除約ノ場合ニ於テ若シ新債務者ガ債務チ辨

償スルコトヲ得サルトキハ債權者ハ囑託ノ當時ニ於テ新債

權者ノ既ニ無資力タリシコトヲ知ラサリシトキニアラサレ

ハ舊債權者ニ對シ擔保ノ求償權チ有セス但此擔保チ廣メ又

ハ狭ムルコトヲ得ル特別ノ合意チ妨ケス

第五百二十一條朗讀ス

第五百二十一條 債權者ノ變更ニ因レル更改ハ債務者ト舊及新

債權者トノ承諾チ以テノミ成ル

(栗塚報告委員) 債權者ノ變更ハ貴君カ私ノ債權者テアツタノガ

今度ハ清岡サンガ債權者ニナル、此處迄ハ一、二、三チ云テ來タ

ノテ此處カラハ第四チ云ヒ初メタノテス
(委員長) 之ハ無論宜カロウ、先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百二十二條朗讀ス

第五百二十二條(民法報告員修正)

債權者カ第五百二十五條ニ定メタル如ク其債權チ擔保シタル
抵保ノ全部又ハ一分チ留存シテ或ハ他人チ惠ム爲メ或ハ他人
ニ對スル自己ノ債務チ免ル、爲メ其他人ニ對シ辨濟スルコト
チ自己ノ債務者ニ囑託シタルトキハ其辨濟チ受ル者即チ受囑
託人ハ債權ノ讓渡ニ關シ第三百六十七條ニ定メタル條件ニ從
フニ非サレハ第三者ニ對シ其債權チ握有セス
修正案 「或ハ無償ニテ」ノ下左ノ如ク修正ス
自己ノ債權者ニ因リ囑託セラレ或ハ其囑託人ノ債務ノ免責

ノ爲メ囑託セラレタルトキハ受囑託人ハ債權ノ讓渡ニ關シ
第三百六十七條ニ定メタル條件ニ從フニアラサレハ第三者
ニ對シテ右ノ債權チ握有ス

(粟塚報告委員) 之ハ修正ガアリマス

(渡委員) 之ハトウ云フ譯テスカ

(南部委員) 松岡サンガ負債主テアツタ處ガ松岡サンガサレタコ
トガアリマス、其レハ何チサレタカト云フニ債權者ノ私ガ松岡サ
ンカラ抵當ニ取テ居ル處ノ抵當物チ元トニ返ヘシテ於テ貴君ヘ無
償ニテ上ケタカラ松岡サンカラ云フト囑託サレルコトニナル又或
貴君カラ私ガ借ガアル其方ヘ向ケテ債權チ貴君ニ囑託シテ松岡サ
ンニ貸ガアルガ貴君ニ借ガアル其レチ貴君ニ向ケルカラ貴君ハ松
岡サンカラ取テ呉レト囑託スル、其トキハ受囑託人即チ貴君ハ松
岡サンニ通知シタリ承諾チ經ナケレハナリマセン此手續チ經ナケ

レハ松岡サンニ對シテ功ガナイト云フ事柄テ御座イマス「ラレ」ト云フノハ債務者カラ語チ立テタノテス

(松岡委員) 囑托ハ大人シクナイノタ

(清岡委員) 元トノ債權者ト云フノカ分ラヌ

(南部委員) 債權者カ現ニ債權チ無償ニテ囑托セラレタノテス

(栗塚報告委員) 債務者ガ囑托セラレタルトキ、如何シテ囑托セ

ラル、カナレハ或ハ無償ニテ自己ノ債權者カラ囑托サレルコトモ

アレハ、松岡サンガ松岡サンノ債權者カラ無償ニテ囑托セラル、

コトモ免責ノ爲メニ囑托セラル、コトモアル

(清岡委員) 現ニ債權ト云フノハ可笑シクハナイカ

(南部委員) 現ニ債權カ無償マテノ處ヘ語ガ掛テ居リマス

(清岡委員) 囑托ト云フト債權チ人ニ譲タノダ

(尾崎委員) 債權モ抵當モ譲ラレタノダ

民財六ノ八五

(栗塚報告委員) 被囑托人ハ被讓債務者ト同シテ御座イマス

(鶴田委員) 受囑托人ハ債權者ダロウ

(南部委員) ソウテヌ譲リ受ケル人ト譲リ渡ス人ト違フ

(松岡委員) 債權者カ何レノ一分ノ留保チ以テ無償又ハ有償チ免

責ノ爲メ第三者ニ債權チ移シタトキ其債權者ハ舊債務者ニ對シテ

功ガナイト云フ意味ニナルノタロウ

(南部委員) ソウテス

(松岡委員) 此債務者ハ誰レタロウ假令ヘハ債ガ抵當チ君ニ入レ

タ

(南部委員) 其レハラレニナル、三百六十七條ニ當ルカラ書惡イ

(松岡委員) 君カ五百二十五條ノ如ク留保シテ無償チ栗塚サンニ

ヤリ又ハ有償ニテ渡サンニヤル其移サレタノチ第三者ト云フ第三

者ニ債權チ移ストキ其第三者ハ三百六十七條何々テナケレハ松岡

ニ對シテト云フ意味ダロウ

(栗塚報告委員) 囑托人ハ讓渡人受囑人ハ讓受人、受囑托人ハ被讓債務ヲ例ガ合ヒマス

(南部委員) 第三者ハ即チ前ノ債務者タ

(村田委員) 三百六十七條ト云フト今一人第三者カアル様ダ、被讓債務者ダカラ

(南部委員) 被讓債務者ハ即チ松岡サンダ

(委員長) 債權ヲ債權者ニ囑托スルノタ、第三者ハ即チ債權者ダ債權者カ債權者ニ囑托スルノタ

(栗塚報告委員) 今ノ場合テ松岡サンガ負債者テ南部サンガ債權者、私ガ南部サンノ債權者テ南部サンガ恩惠テ私ニ呉レルト云フ貴君モ南部サンノ債權者テ栗塚ニヤラレテハ迷惑ダカラ貴君ニ對シテハ三百六十七條ニ從ハナケレハ栗塚ニ讓渡スノカ迷惑ニナル

(南部委員) 第三者ハ前ノ債權者ガ承諾シナケレハナラヌ

(栗塚報告委員) 松岡サンガ負債者テ南部サンガ債權者テ南部サンニハ渡サント村田サント云フ債權者ガ二人アル、然ルニ南部サンノ考ヘテ一人ノ渡サンノ金ガ迫テ居ルカラ返ヘソウト云フトキ松岡サンカラ返ヘシテ貰フウト云フ、債務ノ免責ノ爲メ松岡サンニ頼レニ貴君ハ私ノ名代テ渡サンニ拂テ呉レト云フ、或ハ無償ニテ自己ノ債權者ニ依リ囑托セラル、ト云フノハ松岡サンガ栗塚ニ向テ御前ノ債權ヲヤツテ呉レト南部サンガ仰シヤルコトカアルト云フノハ無償ヲ私ガ貰フノテス併シ貰フト云テモ南部サンカラ直チニ貰フノテハナク南部サンガ松岡サンニ囑托シテヤルト松岡サンハ自分ノ債務ヲ辨償シナケレハナリマセン、其囑托ヲ受ケタトキハ受囑托人即チ渡サンダ被囑托人松岡サンハ一人ノ讓渡ニ關シテ三百六十七條ニ定メタル條件ニ從ハナケレハ村田サンニ對シテ

云へヌゾヨ、然ラサレハ村田サンハ甚カ迷惑スル

(委員長) 今ノ説明シテ宜シイガ村田サンニ對シテハ

(栗塚報告委員) 村田サンニ對シテハ私カラモ渡サンカラモ何ン
トモ云フコトハ出來ナイ、南部サンガ質ヲ取テ御前持テ居ル筈ダ
否栗塚ニヤツテ仕舞ツタ、其レハイケナイ、債權ヲ消シテモ宜シ
イガ左様ナコトハ出來ナイ、何故カト云フニ村田サンモ人カラ拂
テ質フ權利ガアルニ人ニ抵當チヤツテ仕舞ヘハ村田サンノ抵當ガ
減スルカライケナイ

(委員長) 村田サンニ對シテハ右ノ債權ヲ握有セシト云フ

(村田委員) 私ハ南部サンノ債主デアツテ其レヲ見込ンテ居ル

(渡委員) 村田サンニ向テ債權ヲ握有セシト云フノハ

(南部委員) 村田サンハ私ニ係テ訴ヘル

(栗塚報告委員) 其債權チモ御座イマス

民財六ノ八七

(清岡委員) 村田サンガ茲ニ出テ來ル様ニ見ヘナイ

(村田委員) 第三者ダケダ

(南部委員) 此處ニ債務ノ必要ハナイ

(渡委員) 或ハ無價名義テ自己ノ債權者ニ依リ囑托セラル、ト云
フノハ分ラヌ、之ハ能ク文字ノ分ル様ニ書キ直シテ貰ウカ宜シイ
(南部委員) 併シ債務者ト云フ字モ無イトイケナイ

(栗塚報告委員) 債權者カ債務者ニ囑托シテト云フ意味ニナリマ

(松岡委員) 抵當チ取テ居ル人ハ何時テモ公示シナケレハナラヌ
ダロウ

(栗塚報告委員) 全部チ留保スレハ宜シイガ一部テハイケヌゾヨ
ト云フコトハ第三者カラ云ヘル

(清岡委員) 頭マカラ債務者ト云フハ如何シテモ分ラヌ

(栗塚報告委員) 之ハ「ムールロン」ノ講義本ニ書イテアルノテ
ス

(鶴田委員) 有償ダノ無償ダノト云フコトハ入ラヌ讓渡チスルニ
ハ三人ノ承諾ト云フハ前條ヲ分テ居ル、第三者ノ權利者ニ知ラセ
テ置カナケレハ功ガナイト云テ置ケハ宜シイ

(松岡委員) 私ガ清岡サンニ金ヲ借リテ居ル、其レチ貴君ニ渡シ
タ、貴君ハ私ノ所ヘ取リニ來様ト思テモ、マタ債主ガ一人居ル、
其債主ニ承諾サセヌトイケヌト云フノハ可笑イ抵當ニハ及ハヌカ
ラ戻シテヤルト云フ權ヲ清岡サンカ持テ居ル、其トキ尾崎サンガ
抵當チ持テ居ルカラ安心シテ居ル、其レチ黙テ戻シテハナラヌト
云フ、其トキハ尾崎サンニモ承諾チ經ナケレハナラヌ

(南部委員) 此場合ニ於テハ村田サンカ債權者ト云フコトヲ栗塚
サンガ知レハ通知スル若シ知ラナケレハ公正ノ證書ヲ取引チシテ

民財六ノ八八

居ル

(渡委員) 私ハ貴君ノ債主ダカラ知テ居ルガ栗塚サンガ無償名義
ヲ賣タノチ村田サンチ助ケテ行クコトハ出來ナイ

(栗塚報告委員) 確定シタ日附ガアレハ恐ル、コトハナイト云フ
ノテ御座イマス

(尾崎委員) 「ボアソナード」ノ講義ハ南部サンノ云フ通り債主
ヘ通知スルト云フ意味ダ

(南部委員) 若シ私カ松岡サンニ通知スレハ抵觸シテ仕舞フ

(渡委員) 私ハ南部サンノ債主ダカラ關係ノアルコトヲ粗知テ居
ルトシテモ宜シイガ、無償名義ヲ賣タ栗塚君ガ困ルテハナイカ

(南部委員) 其トキハ確定ノ日附チ行キマス

(松岡委員) 其様ニ干涉スヘキモノテナイ一步退イテ債權者ニ通
知シナケレハナラヌトシテモ此文テハ讀メナイ、今一應報告委員

ヲ修正シテ貰ヒ度イ、私ハ一体删除説ダ

(栗塚報告委員) 三百六拾七條ノ條件ニ從フト云フノテ御座イマ
スカラ三百六拾七條サヘ云ヘハ宜シイ、三百六拾七條ハ通知ノミ
カト云フニ通知ノミテハナイ、松岡サンニ合式ニ告知シ又ハ松岡
サンガ公正證書又ハ公正證書ヲ以テ受托シタルニ非サレハ讓受人
ナル渡サンハ自己ノ權利ヲ以テ讓受人ノ南部サンノ承權人即チ村
田サンニ對抗スルコトヲ得ス、誰ガ對抗スルコトヲ得スカナレハ
渡サンハ第三者ニ對抗スルコトカ出來ヌソレハ如何ナルトキカト
云フニ囑托チ松岡サンカ承知シタトキニ非サレハ渡サンハ南部サ
ンノ債權者ナル村田サンニ對抗スルヲ得スト云フノテス

(村田委員) ソウ見レハ宜シイ

(委員長) 講義ハ此註解カ知ラヌガ違ツタモノガアレハ確カメテ
置カヌト宜クナイカラ

民財六ノ八九

(栗塚報告委員) 無償ト云フノハ唯ノ様テスカ、債務ノ免責ノ爲
ノハカリテナク、唯栗塚ニ金チャル爲メト云フ積リテ書イタノテ
御座イマスガ、ソウハ見ヘナイノテス

(清岡委員) 無償ダノ免責ダノト云フコトハ入ラヌテハナイカ

(栗塚報告委員) ニツナケレハ宜シイ

(鶴田委員) 之ハ新債權者テス

(栗塚報告委員) 私ノ信シタ通りト思ヒマスガ南部サンハ南部サ
ンノ御説モアリ説ガ違ツテ居リマスカラ今一應報告委員テ相談シ
テ見マシヨウ

(委員長) 文章ガ直ツテモ分ラヌ、今ノ君ノ講義ノ通りトシテモ
此文章テハ分ラヌ

(南部委員) 兎ニ角修正致シマス

(委員長) 其レテハ調ヘルコトトシテ先キへ行キマシヨウ

本條ハ意味不明ニ付尙ホ報告委員ニテ調査ノ上提出ノコトニ
決ス

第五百二十三條朗讀ス

第五百二十三條 債權者ト連帶債務者ノ一人又ハ不可分債務ノ
共同債務者ノ一人トノ間ニ爲サレタル更改ハ他ノ債務者及ヒ
保證人ニ義務ヲ免レシム

然レトモ若シ債務者カ共同債務者カ共同債務者及ヒ保證人ノ
付加テ更改ノ條件ト爲シタルトキ共同債務者又ハ保證人ノ之
ヲ拒ムニ於テハ更改ハ成立セヌ(第一千二百八十一條)

連帶債權者ノ一人ト爲シタル更改ハ其債權者ノ部分ニ付テノ
ミ債務者ニ義務ヲ免カレシム

若シ舊債務カ不可分ナルトキハ債權者ノ一人ト爲シタル更改
ハ他ノ債權者ノ訴追ノ權利ヲ全部ニ付キ存立セシム但第四百

六十六條ニ定メタル債金ヲ負擔スルコトヲ要ス

(委員長) 末項カ分ラヌ

(栗塚報告委員) 舊債務ガ不可分ナルトキハ債權者ノ一人ト爲シ
タル更改ハ他ノ人ニハ一向其レガナイモノト見テ訴追スル權ガ存
シテ居ルゾヨト云フノテ御座イマス、債務カ不可分テアツタトキ
ハ假令ハ馬一頭ヲ貴君方三人ニ上ケルト云フト、債權者ノ一人ト
更改シテ御前ノハ一頭賣ヘハ宜シイト一人ガ仰シヤツタトキハ更
改ガアツタ、然ルトキハ他ノ債權者ハ栗塚ニ馬ヲ渡セト云フ權利
ガアル、但債金ハ賣ハナケレハナラヌ

(委員長) ソウヌルト債金ヲ出ス文ケテ馬ハヤラナケレハナラヌ
(栗塚報告委員) 左様テス

(鶴田委員) 更改ハ存立セシムト云フノハ

(栗塚報告委員) 訴追ノ權利ハ尙ホ存スト云フコトテ御座イマス

(委員長) 次ヲヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百二十四條朗讀ス

第五百二十四條 保證人ト爲シタル更改ハ若シ當事者ノ反對ノ意思カ證セラレサルトキハ保證ニ付キ之ヲ爲シ主タル債務ニ付キ之ヲ爲サ、ルモノト推定セラル其更改ハ主タル債務者ニモ又他ノ保證人ニモ義務ヲ免カレシメス

(票據報告委員) 保證人ト義務ノ更改ガアツテモ他ノ本統ノ貸主ガ得テスル譯ニモ行カス他ノ保證人モ得テスルコトハ出來ナイ

(松岡委員) 惡イ者ト組ンテ、御前保證人ニナラヌカ、宜シイト云テ惡イコトヲスル様ニナル

(尾崎委員) 他ノ保證人ガ迷惑ニナル

(南部委員) 更改シタハカリテ矢張り義務ヲ負テ居ル

民財六ノ九一

(委員長) 先キヘ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第五百二十五條朗讀ス

第五百二十五條 舊債權ヲ擔保シタル物上抵保ハ新債權ニ移ラス但債權者之ヲ留保シタルトキハ此限ニ在ラス(第一千二百七十八條)

此留保ハ共同債務者及ヒ保證人ノ手裏ニ存スル抵當財産ニモ又第三保有者ノ手裏ニ存スル抵當財産ニモ之ヲ適用スルコトヲ得(第一千二百八十條)

此留保ニ付テノ承諾ハ更改ノ已レニ對シテ爲サ、ル者ノ方ノミニ必要ナリ

總テノ場合ニ於テ財産ハ舊義務ノ限度ニ於テノミ抵當トナリテ存ス

(鶴田委員) 此留保ニ付テノ承諾ト云フノハ債務者ノコトテヌカ
或ハ債權者ノコトテヌカ

(南部委員) 債務者テシヨウ

(鶴田委員) 現度ニ於テト云フノハ舊義務ニ對スル現度テヌカ

(南部委員) 舊義務ガ五十圓テ、新義務ガ七十圓ナレハ二十圓ヤ
ラナケレハナラヌ

(鶴田委員) 若シ減シタルトキハ抵當ハ減ラシテモ宜シカロウ

(南部委員) ソウテヌ債務者ガ承知テヌレハ宜シイガ、其レ迄ハ
見テ居ラヌ様ダ

(栗塚報告委員) 此留保ニ付テノ承諾ハ其人ト更改ガ爲サル處ノ
人ノ方ニナクテハナラヌト云フノテ御座イマヌカラ舊債務者テ御
座イマヌ

(鶴田委員) 更改ヲ爲サルルモノダ

民財六ノ九二

(今村報告委員) 此處テハ更改テスル人ガ承諾スレハ宜シイト云
フガ、其レヨリ物權ガ抵當ニ入レテアツタトキ物權ノ處有者ガ承
諾シナケレハイケナイト書イタカ本統ダロウト思フ、箇様ニ書イ
テ置タト更改テスル人ト物權ノ所有者ト違ウカ知レヌ、ソウスル
ト違ツタモノニナル、之ガ代位ノ方ナレハ宜シイ、元ノ債權ガ壽
命ヲ持テ居ルカラ其壽命ヲ持テ居ル者ニ保證物ヲ入レテアル以上
ハ人間ガ變ハロウカ、異論ハ云ヘナイ、更改ハ以前ノ者ガ死ンテ
新ラシイ者ガ生レルノカ更改ノ原則ダカラ、私ノ知ラヌ間ニ其レ
ガ死ンテ新義務ガ出來テ居テハ困ルカラ更改テスル人モ承諾ガナ
ケレハナラヌガ抵當ノ所有者ガ承諾ヲシナケレハナラヌト思ヒマ
ス

(尾崎委員) 己レニ對シテ所有主ト見ナケレハナラヌ

(今村報告委員) 「ボアソナード」ハ其積リテ書イタノテシヨウ

(栗塚報告委員) 其レニシテモ更改ノ己レニ對スルノテハ分ラヌ
(今村報告委員) 私ガ負債主テ、南部サンガ私ニ代テ更改スル、
南部サンノ承諾ガナケレハイケナイ、更改チスルモノハ離レタカ
分ラヌ

(栗塚報告委員) 今村君ガ貴君ニ負債ガアツテ抵當ガ入ツテ居ル
南部サンガ代ツテ負債主ニナル貴君カ抵當ガナケレハナラヌト云
フト今村君ノ必要ダゾヨト云フノテス
其レタカラ原案ニハ舊債務者トアリマス

(鶴田委員) 人ニ抵當ヲ借リテ抵當ニ入レルコトガアル

(尾崎委員) 兎ニ角抵當ノ持主ノ承諾ガ必要ソヨト思テ居レハ宜
シイ

(栗塚報告委員) 若シ債務者ガ代ツタトキハ舊債務者ノ承諾ガ必
要ダ

(南部委員) 新舊ノ債務者チ問ハストアル

(鶴田委員) 抵保ノ文字ハ無論義務者ニハナイ筈ダ

(栗塚報告委員) アツタレハ留保テナイ

(鶴田委員) 舊義務者ガ己レノ品ナレハ宜シイガ人ノ品ヲ借リテ
居ルトキハ貸主迄ニ及フカ及ハヌカ

(栗塚報告委員) 其レハ及フト云ハナケレハナリマセン

(鶴田委員) 「抵當ノ所有者」トシタラ宜カロウ

(南部委員) 其レテ宜シイ

(尾崎委員) 矢張り己レニ對シテガ良イ積リタロウ

(今村報告委員) 人ノ物チ抵當ニ入レタコトモ註ニ在リマスガ其
モノノ承諾ニ及ハヌト云フノハ可笑シイ、之ハ私ガ人ノ爲メニ入
レテ其人カ出シタカラ抵當チ入レタノテ他ノ人カ來テモ私ハ貸ス
ノガ否カ知レヌ

(鶴田委員) 大キニソウテス

(栗塚報告委員) 元ト舊債務者ガ抵當ニ出シテ置イタ位ダカラ誰レノ手ヘ行コウト構ハヌコトニナルタロウ

(松岡委員) 併シ佛蘭西ノ様ニ跡ヘ戻サヌ所ヲ撃ツ爲メニ云フノテ、其債務者ノ新舊ナルチ間ハスト云フノカ違ウノタ

(南部委員) 抵當ガ辨済アルトキ迄存留スヘキ物トス

(栗塚報告委員) 更改ガ爲サル、負債者ノ承諾力必要テアル、但新舊ノ負債者チ間ハストアリマス

(鶴田委員) 其レハ舊債務者ノ外ニ今一人持主ガアルカモ知レヌト云フノタロウ

(栗塚報告委員) 何トナレハ更改ノ目的ハ留保チサセヌト云フ旨意チサセタカ知レヌ、其品物チ出ソウト思テヤツタカ知レヌ

(今村報告委員) 其レタカラ承諾ガ入用ダ

民財六ノ九四

(鶴田委員) 留保チ出サセテ仕舞フコトモ入テ居ルト云フノタ

(委員長) 「爲サル、者」ト云フノハ債權者チ云フノダロウ

(今村報告委員) 矢張り債務者チス

(委員長) 通レル者ハ債權者ダロウ

(南部委員) 更改チスルトキ保證人チ入レテ抵當チ取出ス

(委員長) 其レニシテモ承諾ガ必要ナルハ債權者ガ大丈夫ト思ハナケレハナラヌ、更改ノ己レニ對シテ爲サル、ト云フノハ債權ノコトチ云フノチハナイカ

(南部委員) 債務者ハ否ダト云フコトガ云ヘルト云フノチ御座イマシヨウ

(委員長) 其方ノ危険ヨリモ債權者ガ百圓ノ抵當チ持テ居ルノチ五十圓ノ抵當ト引換ヘラル方ガ危険ダ

(南部委員) 留保スルニハ債權者ガ承知シナケレハナリマセン

(今村報告委員) 「ボアソナード」ノ註ヲ讀ンテモ前ノ義務ヨリ新規ノ義務ガ輕イト云フコトヲ目的ニシテ居ル、其レテナケレハ更改スル目的ガ立タヌト云フ様テ御座イマスガ、明文モ何モナイ(栗塚報告委員) 今村ノ説テハ私ガ債主テ今迄松岡サンニ金ヲ貸シ抵當ヲ取テ居ル、南部サンガ來ラレテ南部サント義務ノ更改ヲスルカラ南部サンノ承諾ヲ受ケル

(今村報告委員) 南部サンガ知ラヌニ松岡サンガ來テ南部サント云フ人ヲ出スト云フ、然ルニ更改ヲヤリニ來タ人ノ承諾ヲ受ケレハ宜シイト云フ文章ハ能ク讀ノマス、併シ人ノ物ヲ借リテ來タノハ讀メマセン

(委員長) トウシテモ新債務者テハイケナイ

(今村報告委員) 甲ガ更改ヲヤリニ來タラ、甲ニ承諾サヘ爲セレハ宜シイ、乙ガ來レハ乙ニサセル

民財六ノ九五

(松岡委員) ソウスルト新債務者ニ移ルト云フ原則ガ無クナル

(今村報告委員) 其レハ執レニシテモ移ラナイ、其レニシテモ他人ノ爲メニ承諾ヲ與ヘルコトカアルカ知レヌ

(栗塚報告委員) 之ハ質疑ヲ致シマシヨウ

(委員長) 質疑スルガ宜カロウ

(松岡委員) 二項ハ

(栗塚報告委員) 新債權ニ移ラスト云フモノ、留保シタトキハ此限ニ在ラス

(松岡委員) 其承諾ハ其人ニハ一切云ハスニ、元ト拂テ居ルカラ今度ハ云フニ及ハヌト云フノテ御座イマシヨウカ、此處ニ至ルト兩方ガ亂暴ニ廣クナツテ居ル

(今村報告委員) 人權ハ留保ハ出來ナイ、物權ハカリ外留保ハ出來ナイ

(栗塚報告委員) 保證人が承諾スレハ新規ノ保證契約ガ成立タモ
ノト見ル

(今村報告委員) 人權ノ方ハ法律ニ云ハンテモ保證人が承諾スレ
ハ宜シイ、ケレトモ物權ハ關係ガアル、更改ヨリ先キニ第二ノ抵
當ヲ取テ居ルカ知レヌ

(委員長) 第三項ハ起案者ニ質問スルコトニシテ今日ハ是レ迄ニ
致シテ置キマシヨウ

本條第三項「己レニ對シテハ」ハ債權者ナルヤ債務者ナルヤ
ヲ起案ニ質問スルコトニ決ス

于時午後第五時閉會

民法草案財産篇人權ノ部議事筆記第卅七回

自第五百廿六條
至第五百四十四條

民法草案財産篇人權ノ部議事筆記第三十七回 自第五百廿六條 至第五百四十條

明治二十一年三月十三日午前第九時十五分開會

(委員長) 始ノマシヨウ

第五百二十六條朗讀ス

第三節 合意上ノ釋放

第五百二十六條 全部又ハ一分ニ付テノ債務ノ合意上ノ釋放即チ免除ハ有價名義又ハ無價名義ニテ成ルコトヲ得

初ノ場合ニ於テハ釋放ハ狀況ニ隨ヒ代物辨濟、更改、和解又ハ解除ヲ成シ次ノ場合ニ於テハ贈與ヲ成ス然レトモ何等ノ特別ナル公式ニモ從フコトヲ要セス

破産シタル債務者ニ債權者ノ協議ヲ以テ許與シタル寬假契約ト稱スル一分ノ釋放ハ商法ヲ以テ之ヲ規定ス(佛商第五百七

條)